

# 「島津家由緒」と薩摩藩記録所

—寛永から正徳期を中心にして—

林匡

## はじめに

「島津家由緒」は、島津氏初代忠久の出生譚や近衛家との特別な関係として語られ、また摂関家領島津荘に出来する名字の地「島津」は薩

摩・大隅・日向の三ヶ国の惣名であるとして、島津氏の三州支配の正統性の根幹をなすものと中世室町期以来島津家で認識された。これに加えて近世においては、家康以来徳川将軍家より蒙つた御恩（御厚恩）や琉球との特別な関係も島津家独自の立場を主張する由緒となる。

江戸幕府へ提出の系図等で公には源頼朝落胤とされた忠久の出自については、近年の研究により、摂関家（近衛家）に世襲的に仕えた京都の侍で「忠」の通字をもつ惟宗氏一流に属し、実父も惟宗広言（島津家由緒）としては忠久母丹後局が再嫁したため、忠久も惟宗姓となつたとされる（<sup>1</sup>）とは養子関係であり惟宗忠康が実父と推測され、比企氏や畠山氏の関係と共に、近衛家と鎌倉の間（基通と頼朝）を繋ぐ関係が指摘されてい（<sup>2</sup>）。忠久以来と強調される三州守護職についても事実とは異なる。忠久は比企氏の乱に連座して三ヶ国守護職・島津荘惣地頭職を喪い、後に薩摩国のみ還補され、大隅・日向国守護職には北条氏一族が就いたため、鎌倉時代の島津氏はほぼ薩摩国守護職のみであった。鎌倉幕府滅亡により、5代貞久は三ヶ国守護職を回復したが、南北朝時代には九州探題今川氏との対立から守護職として認められない時期を経る。室町時代には概ね三ヶ国守護職と島津氏本宗家家督継承がなされるようになるが、こ

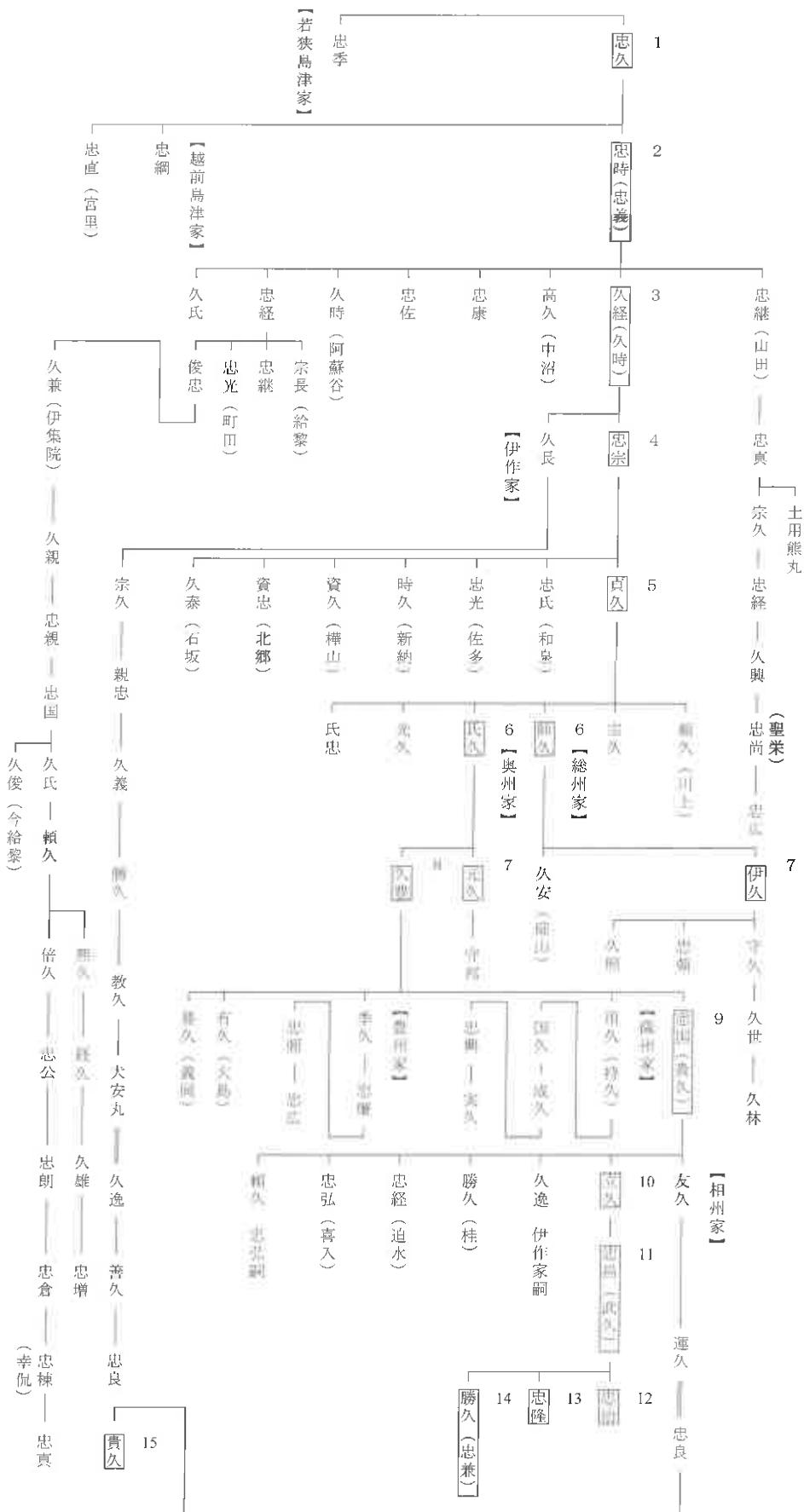
の家督継承も一族間の抗争があり、本宗家の交替、即ち總州家から奥州家、奥州家から相州家（伊作家を兼帶）という大きな変動があった。【系図】

忠久の頼朝落胤説は室町期の「酒匂安国寺甲狀」や「山田聖采日記」に見られ、島津家の三ヶ国守護職補任と三州支配意識も南北朝時代には確認でき（<sup>3</sup>）、島津氏の稻荷信仰の事例も検出できる（<sup>4</sup>）。本宗家家督が相州家に交替して後、近世には「寛永諸家系図伝」作成を契機として頼朝落胤説が補強され、元禄国絵図日向国単独受持の主張の中で再確認され、三ヶ国守護職に基づく三州支配が強調されるが、これに徳川家康以来の御厚恩も付加潤色されていく。近衛家との関係も、元禄国絵図受持をめぐる一件と共に近衛家との由緒が再確認され、以後現実の婚姻関係に至り、近衛家側の経済的支援への期待と島津家側の武家官位等に関わる朝廷への執奏の期待等を背景に密接な関係を維持する（<sup>5</sup>）。また島津氏の官位昇進や独自性の主張に關わる琉球支配では、「嘉吉附庸」説が支配を正当化するものとして語られた（<sup>6</sup>）。

「島津家由緒」に関する島津氏の系譜と伝承については多くの先学の成果がある（<sup>7</sup>）が、本稿では近世前期の由緒に關わる人々、特に記録所職員や儒者の動きを取り上げ、「島津家由緒」形成と受容に關わる関係者の認識について検討し、また由緒が近世に果たした役割、特に近世前中期の薩摩藩の動きについて考察を加えたい。

【系図1】島津氏本宗家・支流略系図

〈1～15は島津氏本宗家歴代数を示す（島津氏正統系図）（島津家資料刊行会発行）・「新編島津氏世録正統系図」（東京大学史料編纂所蔵）参照〉



## 1 寛永一八年—幕府への系図提出と「御厚恩記」

薩摩藩記録所の業務の一つ、島津氏家譜（新編島津氏世録止統系図）編纂の契機は、寛永一八年（一六四一）諸大名等の幕府への系図提出、「寛永系図諸家伝」の編纂である。そこには忠久について「家伝にいはく」として以下次のように記述される。<sup>(1)</sup>

はじめ比企判官能員が妹丹後のつばね、頼朝卿に寵愛せられてはらむ事あり、頼朝卿の室平政子これをねたむ故に、丹後の局そのつみにあはん事をおそれて、ひそかに上方におもむき、攝州住吉にいたり、夜にいりて旅宿をもとめけれども里人ゆるさず、時に大に雨ふりて、四方はなはだくらきに、産の心きざしければ、社頭のみづがきのうちに入りて、かたハラの石の上にうづくまりをる時、狐火に暗夜をてらされて、つみに男子をうめり、これ則忠久なり、いまにいたるまで其石を産石と称す、これにより住吉の末社に稻荷を勧請す、けだし其夜の狐火はこの神のたすけなり、是によつて嶋津稻荷と号す、嶋津家に雨をもつて嘉瑞とする事ハ又この故なり、其後丹後局しのんて関東にくだり、惟宗民部太輔廣言に嫁す、この故に忠久も又惟宗氏をおかす、しかれども実ハ頼朝卿の子なり。建久七年八月一日、忠久十八歳にて薩州に下向のきぎみ、京都によきりて近衛殿に謁す。このとき藤原氏を給る。

寛永系図掲出を担当した家老島津久慶が、諸案件を列挙した寛永一八年九月付「御談合可入条々」<sup>(2)</sup>には、当時の島津氏本宗家相伝の系図文書の保管状況や、頼朝落胤説に関する系図と伝承の存在が窺える。

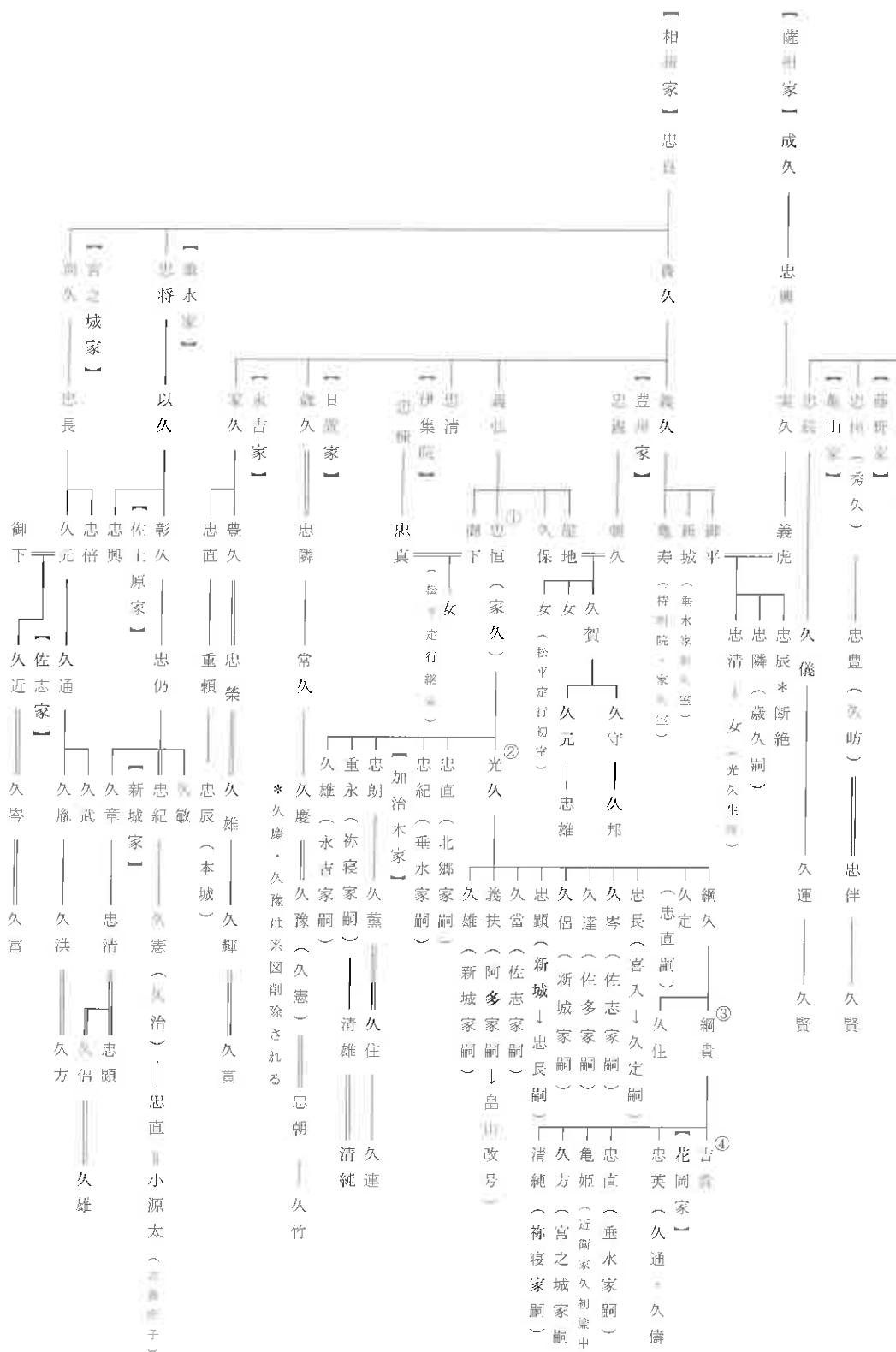
久慶は一条目に「御當家古之御継図」として源氏系図を挙げ、二条目に最初の系図の問題点を「かミそこね候苦間敷哉」と示し、「竜伯（義

久）様御再治之御継図」を挙げていはずれを提出するかとする。義久再撰系図は、9代忠国の次に相州家の友久—忠幸（運久）—忠良（日新）—貴久の継続を主とする系図である。<sup>(3)</sup>三条目は「日本之物系図并平家之劍御相続之御継図」とあり、これは慶長四年（一五九九）四月、鹿児島から富隈の義久の元へ召上げられた書物中の「御當家御系図二巻」であり、後に二代藩主光久が持明院（龜寿。義久三女で家久正妻）から相続した系図を指すと考えられる。五条目には「古之御継図」記載の薩摩・大隅・日向三ヶ国を含む忠久の分国七ヶ国を挙げ、また薩隅日三ヶ国下向等に関する文書確認の件を記す。六条目には、忠久を大隅・薩摩両国家奉行人とする文書等の提出案件が記されているが、「但文書數如何程可被召上哉、今分ハ虫喰散々之様跡ニ候、如何様ニ申候をも御繕ハセ可被成哉」とある。相州家へ順次引き継がれた島津家にとつての重要文書の保管状況も、当時は十分ではなかつたことが窺える。この後も段階的に奥州家子孫（14代勝久の子・忠良の二男忠恒・三男忠辰）家の藤野家・龜山家から重書が回収され<sup>(4)</sup>、その保管体制整備も課題となつたと推測される。【系図2】七条目の使者派遣（川上久国を派遣）一件に続く八条目には、「忠久公頼朝公之御直子たる事記録ニハ見え不申候ヘ共、古之御継図ニハ慥ニ御座候、古之御継図を被差出、むかしより此分ニ家傳候と計も可被仰上哉之事」とあり、九条目は「御氏之事」とある。忠久を頼朝直子とする記録がないものの、古系図にのつとり家伝として報告するかどうかという件が、氏（中世以来の惟宗・藤原姓と源姓の扱いか）の問題と共に検討されたものと推測される。<sup>(5)</sup>

島津家系図文書上覧の使者として派遣された川上久国は、編纂担当の

〔系図2〕島津氏略系図（近世）  
（①～④は藩主代数「島津氏正統系図」・「新編島津氏世録支流系図」参照）

(1) (4)は藩主代数「鳥津氏正統系図」・「新編鳥津氏世録支流系図」参照



太田資宗に同席した林道春（羅山）より「御厚恩之儀」を書き載せるよう指示される。家康以来の御厚恩について久慶が検討した一〇月付

の「家康様以来御厚恩之条々」（以下「御厚恩記」）には、17ヶ条にわたり、豊臣政権下以来、徳川家康より蒙つた御厚恩について列挙する。この「御厚恩記」作成に当たっては、有職故実に通じた家老伊勢貞昌（同年四月死去）家、縁戚の松平定行（義弘長女屋地の娘・同末娘御下の娘が先室・繼室）や古来の人々の記憶・記録もなく、久慶は家老役を拝命した時分の藩主家久その他の物語や案文帳書抜を基に作成の上、同僚の家老島津久元へ相談し、「古来之衆」が集まり吟味の上、潤色して提出したと記述している。「御厚恩記」もまた中世以来の「島津家由緒」同様、増補修正され新たな由緒となっていくのである。<sup>(16)</sup>

## 2 正保から延宝期—系図家譜編纂と系図文書収集—

却、同じく龜山家からも回収が順次行わされている。<sup>(18)</sup>

初代記録奉行平田純正の関わった系図文書諸記録の調査収集について、承応四年（明暦元・一六五五）四月二九日付「島津久通外三名連署廻状」及び五月一一日付「鎌田筑後覺」を左に挙げる。なおこの年夏以来文書改衆（河野通古等）が巡回し、年末にかけて諸外城曖衆へ取りまとめが指示されている。<sup>(19)</sup>

### ○1の1

就御記録調、古キ文書見合二入候条、寺社・衆中・百姓・町人ニ至迄所持之人於有之者、曖衆入念尋出可被集置候、急度川野六兵衛（通古）為見合可相廻候、尤惣様被召上二而者無之候、御用ニ可立物者被召上、相応之御褒美可被下候、我々家ニ為相傳感状之類ハ被写置、本書者可返給候間、冥加之儀候条、其段可被相心得者也。

〔承応四年〕四月廿九日

〔源左衛門〕  
〔勘解由〕

〔甲斐久留〕  
兵部御印

〔高津通〕  
図書御印

谷山（以下10外城略）曖衆中

### ○1の2

「在河野造酒之承家」覚

一就今度文書改被相廻候条、曖衆へ被致相談、隨分心懸、可被尋出候、尤御急用ニ而無之候間、緩々与致滯留可被承届事、

一今度諸所へ被遣候文書改、必御直判之書物ニテ無之候共、可達御用事ハ可有持參候、就中軍記式古日記、是又可為御用事、

一諸所古城・古陣・古今之名、銘々承届書付可被參事、

〔表1〕島津氏支流系図継続（正保年間以後）

一敦賀城と古昔之文書ニ相見得候得共、何方へ在之儀も不相知候事、可被承届事、

一堂宮并諸寺ニ、從古之書物共在之候、左様成書物之内ニ、可達御用物茂可在之候間、其所之曖衆被致同道、可被見届候、左候而持參難成物者可被写取事、

右条々可被得其意者也、

承応四年五月十一日

鎌田筑後(くわだくわ)  
(印)

平田の同役大田久知は、主に寛文年間活躍し、同一一年死去する。この間新たに記録奉行となる河野通古（寛文一〇年在職—貞享四年〔一六八七〕死去）と共に手がけたのが、寛文九年（一六六九）春、島津綱貴の命による「新撰系譜」編纂である。延宝三年（一六七五）に河野によつて編纂されたと考えられる「諸家大概」<sup>(2)</sup>序文を挙げる。

## ○2

### 諸家大概序

一寛文九年己酉春 綱貴公命大田小平次久知・川野六兵衛通古、御一門ハ不残、他家ハ古昔より一所を領し候家々世々被任御家老職候計廿四家を撰出し、支流ニ至ル迄古系図及文書或ハ其家々之書出しを以致差引、闕疑摘要相記候廿四家、比志嶋、川田、敷根、櫛寝、田代、種子嶋、平田、肝付、穎娃、北原、東郷、祁答院、入来院、高城、菱刈、三原、村田、鎌田、山田、伊地知、本田、伊勢、吉田、上井也、都而廿冊為一帙、號新撰系譜、致拝呈候事、一蒲生氏ハ古來より蒲生を領し国方ニ有之、且又代々被任御家老職候故新撰系譜ニ相載苦ニ候處、其比此家不相知候故脱之候、其

段系譜之序ニ有之候、去秋蒲生八幡之社司谷山式部蒲生氏族故、此家之系譜ニ致格護差出候間、致再撰可相加事、

一新撰系譜編集ハ俄之事故、載落又ハ考も有之故、通古漸々考之、有證書解疑知誤則記之候、今茂有證書則記之來候事、

一右廿四家ニも系図文書紛失故不詳事雖有之、考旧記編集為仕由候事、

一忠久公受三州之封、御入国候時供奉の人数多也、五百餘年也、其以前も三州ニ居住しける家之子孫も有、御入国之供奉仕たるものあり、鎌倉將軍之後 賴朝公之舊好を慕ひ、「出損・又は先君の」玉里本】仁風を仰き來り御家臣と成たるも有、或は古來國主城主の子孫有故没落仕来者も有、其外無際限事左ニ相記候、

一古來曆々之家、不幸而系図文書紛失し、其家々之子孫も何様之血脉共不相知人多く有之候事、

一幸ニして系図文書持傳候人之子孫計曆々之様ニ有之事、乍然不見旧記、世人之口碑ニもなき家ハ為指立家にて無之と大方可心得事、

一古昔貴顯之家衰微仕、子孫或ハ為農工商漁或ハ為家僕者も有之事、一家之笥藏而出于世、神社佛閣江奉納する旧記文書猶多、因是不詳知家有之候事、

一雖載旧記、疑事ハ闕之、雖傳聞傳称可信取之、故見者可察之事、

一新撰系譜呈上之後、通古在東武之時、綱貴公上意有之候ハ、此外ニも系図致所持者可有之候与御尋故、通古於旅窓下大概譜ニ覓候家を記、號諸家大概奉呈上候、是酒匂氏を始數十家なり、其後大同小異之所再朱書ニ而奉獻候、此冊茂又酒匂氏ニ始り、及數十家も不残相載之候、雖似重出致増補之候、且又数百家令増添之候、

通古平素之志是耳候事、

#### 系図壱卷

新撰系譜ハ領知之在名、或ハ御家老職及地頭職御用入迄ハ相記候、其外者依其人奉行職迄も相記候、且又関ヶ原戦場より致供奉候士五拾人餘有之候、此衆も書入候茂有之候、又ハ記不申候ても不苦候者其通ニ而相脱候、全非遺忘候、別ニ御供之一冊有之候間、見合候ハ、可相知候事、

此冊ハ所及見聞迄も相記候、不免他人之電覽候得ハ誤耳可有之事決定ニ候、必以被論之削誤を帰正事尤以肝要也、若無其志而見此冊者必可禁之事、

此冊尤雖可書終之不載此冊諸家猶夥シ、後來考見旧記及其家系図可書加之、以故不終筆事、

雖漏脫此冊必以其漏脱家勿為卑賤、至今始見之系図文書ニ曆々之家有之、驚耳目も有之事、  
新參多く雖有之可相記、序有之候家ハ大概書加候、尤近年被召抱候家者不及載候、

(以下目録、酒匂以下一二三家余アリ)

河野自身「新撰系譜」編集は「俄之事」であることとし、「諸家大概」編纂に至る時期においても、当然系図文書の紛失した家や家の浮沈、未調査の系図文書や神社仏閣へ奉納された類の存在を十分認識しており、また「諸家大概」修正には十分吟味を加えることと述べている。「新撰系譜」編纂前後の記録奉行平田・大田・河野の活動と共に、藩史局へ提出された系図の扱いを窺い知る事例を示す。<sup>(2)</sup>

右者、御自分相傳之系図之写、御記録方ニ被為納置度之由ニ而、

去年十月朔日請取置候處ニ、写様悪敷所御座候間、写直可被指出

之由兼而阿多六兵衛殿ニ而御断ニ而、今日御子息主膳殿を以被為

指出候、慥ニ請取之、去年請取候系図ハ主膳殿江相渡申候、最前

より申候様ニ、平田清右衛門代ニ他家之系図被寫置候、又先年大

田小平次・拙者兩人ニ被仰付他家之系図考申候、兩度之写之列ニ

相加候事、今更不罷成候、御藏ニ納置、御次而之時分出雲殿江可

縣御日候、細々主膳殿ニ申談候間、可被聞召候、以上、

御記録方

(印)

寛文十二年子十月十九日

河野六兵衛(通古)

(花押)

平田藤右衛門殿

これは平田藤右衛門家の新たに書き改められて提出された系図写の請取状だが、平田藤右衛門側はこの際に先に提出して記録所側に記録された系図情報に何らかの増補を意図したものと思われる。これに対し河野通古は、時期をみて島津久胤(宮之城島津家家督で同年家老・御記録総監就任)に系図を提示するとはしながらも、平田純正代のもの及び「新撰系譜」の訂正には応じられない旨を述べている。一定の時期・目的で記録所へ提出された系図の修正には軽々に応じない河野の姿勢が窺える。

さて、「島津家文書」中、重要文書の保管と整理に關わる事項を検討したい。天正七年(一五七九)佐土原領主となつた家久(義久異母弟)を祖とする永吉島津家所蔵文書には、延宝二年(一六七四)正月二十五日に写が作成され永吉家に返却されたことを示す朱書のある文書14通がある。最重要文書からなる「歴代龜鑑」の「源賴朝下文」9通中、忠久への元

暦二年六月一五日付伊勢国波出御厨地頭職及び同國須可莊地頭職補任、八月一七日付島津莊下司職補任、文治三年九月九日付押領使補任を命じる4通がこれに当たる。その他にも関東下知状等7通、計11通が元来奥州家伝來と考えられる。<sup>(2)</sup> 家久が日向にあつた際に勝久遺孫から入手したものと考えられているが、島津家始祖忠久と頼朝の関係、島津莊との由緒を示す最重要文書が、本宗家ではなく寛永元年（一六二四）豊久養子忠栄の死去から10年間の中絶を挟んで久雄の相続した永吉家に伝來したことなどをどう理解すべきだろう。

「伊地知氏雜錄」所収の史料<sup>(2)</sup>からは、記録奉行平田純正のもとに諸家の系図文書所蔵情報が入っていることがわかる。「御文書所持之貴賤同考之記」及び「御家文書所持之諸士記」によれば、永吉島津家文書中の源頼朝下文等11通が、遅くとも万治元年（一六五八）一〇月段階で平田等藩当局に把握されている。これらの文書が島津久雄存命中（寛文七年七月死去）に提出され、記録所で保管したか一旦返却されたかは不明ながらも、延宝二年（当主は久雄嫡子久輝、同年一〇月家老就職）に写の作成と返却（原文書は召上）<sup>(2)</sup>がなされ、文書奉行・記録奉行による文書整理が本格化したと考えられる。延宝二年の事例として、「他家文書」の康永二年（一三四三）四月一二日付「足利直義軍勢御教書<sup>(2)</sup>」の註記に、延宝二年正月二一日に入来院重香（重治）が「忠久公御判御教書」を進上し、その返礼としてこの正文が与えられたとある。

#### ○4

延宝二年庚寅正月廿一日、入来院隼人重香、忠久公御判御文書被致進上之、為其御返札、此正文隼人殿江被為給之、故為後證可写留之旨、鳴津出雲殿御下知也、仍如件、

これは建保六年（一一一八）二月二六日付「島津忠久安堵狀」を指しており「御家文書所持之諸士記」には入来院石見（重頼。寛文七年死去）所蔵と記載され「右忠久公御判物御物ニ無御座」ので同年一〇月二七日付「北条義時書状写」と共に「御所望候而者如何之事」と記載される。

次に島津氏本宗家以外の事例として、支流の垂水島津家とその二男家である新城島津家に関する史料を揚げる。

#### ○5

一 従 太閤秀吉公天正十六年九月十日、鳴津右馬頭殿江本知安堵御直判之御内書<sup>通</sup>

一 従 関白秀次公 近衛殿御下向之刻、鳴津又四郎殿江被給候文禄三年卯月十三日之御朱印<sup>通</sup>

一 従 修理大夫義久公又四郎殿江帖佐郷可有知行之山、永禄八年八月廿四日御直判之御證状<sup>通</sup>并御家一流之系図<sup>卷</sup>

右者、御方所持文書之内、今度大田小平次殿被見届、我等家之重寶ニ可罷成之由候而被遣候、先以欣然之至、致受用置候、此外可達用所文書無<sup>之</sup>通令承知候、仍返證如件、

寛文八年申十一月廿三日 鳴津美作（花押）

鳴津權十郎殿

島津氏15代貴久の弟忠将から以久—彰久—信久（忠仍）と継続した垂水島津家は、近世初期には本宗家に最も近い「脇の惣領家」であり、彰久室の新城（義久二女）と孫久章に始まる新城島津家も有力な庶子家であつた。久章の横死（正保二年一二月）後、新城家（忠清）は改めて垂水二男家とされ、その養子に光久庶子忠顯が入る。垂水・新城両家には本

宗家から次々に養子が入る。垂水家の久憲は光久同母弟忠紀の子であり、新城家の忠顯は寛文一二年（一六七二）に北郷家を相続したため、再び光久庶子久侶が新城家を相続した。史料5によれば、記録奉行大田久知の確認を経て新城家から垂水家へ系図文書が移され、垂水家ではこれを「我等家之重宝」と位置付け、他に重要文書がない旨承したことなどを伝えている。この時期まで垂水家にとり重要な系図文書が二男家の新城家に相伝されていた理由には、新城の名跡が重んじられたこともあろう。

ただこの時期に前後して、永吉島津家旧蔵文書が藩史局に入り（或いは「召上」）に対して永吉家側からの要求による正文同様の写の下付が行われ）、入米院家と藩史局間で相互に家の重要な文書が交換され、新城島津家から本家垂水家へ同家に関わる文書が移された事例からは、一七世紀半ば過ぎにおける、本家と二男家以下の序列意識や、家筋を証明する系図文書を重要視し保管整理する意識を窺うことができる。このような中で「島津家文書」の整理も進められたと考えられる。「薩藩重職補任」記録奉行河野通古の項目に「猿渡喜右衛門・平山勘兵衛御文書役被仰付六兵衛相合、御文書見合被相勤候處、喜右衛門儀者別御奉行被仰付、伊地知少八郎勘兵衛相役被仰付」、伊地知重張の項に「延宝五年御文書見合相済、同八年御記録所相詰見習被仰付、其後河野六兵衛同役被仰付」と見えることからも、延宝期（一六七三—一八二）までに島津氏相伝の重要な文書が「見合（照合・比較検討）」、整理されたと推測される。

### 3 貞享から元禄年間—国絵図改訂前後—

元禄国絵図作製と三州に対する島津家側の認識を検討する。元禄一〇年（一六九七）閏二月四日、主要大名の江戸留守居等が評定所に集めら

れ、留守居赤松則茂が出向き国絵図改訂の命を受けたが、2代藩主光久が薩隅日と琉球の四ヶ国を担当した正保国絵図の前例と相違し、日向国は飫肥藩伊東祐実との相持ちとされ、3代藩主綱貴は、忠久以来の由緒と正保国絵図の前例に背くと反発する。<sup>(3)</sup> 正式に幕府の通達がなされる間、薩摩藩にあつて本件を問題視した論に記録奉行田中国明の四月三日付口上覚がある。<sup>(4)</sup>

### ○6

日向国絵図 御家並伊東家御相合主取ト被 仰出候儀ニ付書付差  
上候覺留

#### 口上覚

一此節御領国薩隅並日州之絵図被改之可被差上之旨、從公義被仰渡候、就夫此御方様伊東大和守様ト御相合被成御相談候而被調等ニ被仰出候由、是以先年之趣ニ相違仕、御同列之様ニ罷成候儀難心得儀ト存候付、乍推參私存寄申上候、其趣左三相見得申候、  
一正保二年三月國絵図御献上之時者、先絵図調方主取島津彈正久慶ニ被仰付、其下ヲ肥後長左衛門・高崎惣右衛門ナトヘ為被仰付之由候、絵図下書出来申候而、同年五月廿四日肥後長左衛門江戸へ持参仕、七月四日御奉行井上筑後守様へ絵図持参仕候処ニ被成御覽、御意ニ相叶候間清書可仕旨仰ニ而、島津右馬頭様・伊東出雲守様・秋月長門守様・有馬左衛門佐様御領之儀者其家々之家老衆へ可申談之由、長左衛門へ被仰聞ニ付、於芝御屋敷日州絵図清書之趣被申達、其以後清書相済候而、四家領内之絵図モ此方ヨリ御取揚被遊御献上為被成由ニ御座候、長左衛門罷上候旅行之序ニ粗

右之段記置候付写差上申候、

先年ハ右之通ニ被仰渡候、其節御奉書御座候哉ト存、此内ヨリ心懸申候ヘ共、于今見出不申候、見出申候ハ、追而差上可申候、御奉書者無之候ヘ共、四家□<sup>(一至四)</sup>ニ此方へ相付、領内之絵図差上候段者無別条事候、末略

一御当家之儀者 賴朝公之御長庶子ニ而忠久公以来島津御荘薩隅口之惣名之惣地頭並守護職、且又屋形号之御家ニ而御座候事

其証書分明ニ御座候、先日向・大隅両国守護職之事不可有相違候旨、從義滿公元久公江御給候、十代忠国公江從義持公三ヶ國守護職被補候、御証判有之候、同御代ニ、造内裏料大隅・薩摩・日向三ヶ国領ヨリ可被掛進之旨、管領畠山徳本之奉書御座候、又忠昌公文明十一年清水寺建立勧化、分國薩摩・大隅・日向三ヶ国可被相触由、將軍義尚公之御時飯尾大和守・布施下野守之証文有之候、末略

(一ヶ条略)

丑四月二日

御記録所

田中五右衛門<sup>(田中五右衛門)</sup>

一・二ヶ条目に正保国絵図作製の先例、四ヶ条目には頼朝長庶子・島津即ち三ヶ国守護職に関わる文書が列挙される。但し三ヶ条目の通り、正保国絵図に関わる文書は国許になかつた。前年四月二三日の火災で鹿児島城内の文書蔵等が焼失したことによると思われる(後述)。このため国許家老衆から江戸詰家老祢寢清雄(後述註52)に対して、同年四月四日付で絵図・郷帳紛失により江戸藩邸保管分の書写と高辻帳写記載内容に関する帳簿一通りの内一通の提出等が依頼される<sup>(33)</sup>。

元禄一二年五月、総監使島津忠雄(久年・仲休)が江戸に派遣される。

忠雄は「薩隅日三州之由緒」を書き記し、「右大將頼朝公及京都將軍家之下文為三州守護職之支證」、即ち源頼朝や足利將軍の下文等を模写して幕閣との交渉に臨んだ。元禄一二年二月六日、日向国絵図は綱貴の單獨受持ちとの決定が留守居赤松則茂へ幕府から通達され、薩摩藩は日向諸藩・幕府と調整を行い、元禄一五年八月に絵図は完成し幕府勘定所に提出された。

右の顛末を報告した二月九日付「島津忠雄口上覚」から、正月一九日に「日向国三付而之御文書并御由緒等」を仲介者九々一三(歯科医田宮齋庵)から老中土屋政直へ示した際に、家康以来の「御懇之儀共」の提出を求められ、二月朔日にはこの由緒を土屋政直が確認し、以後そのアドバイスを受けて島津家側が目的を果たした経緯がわかる。忠雄等が提出した「松平薩摩守先祖由緒書上」<sup>(34)</sup>と寛永一八年の「御厚恩記」を比較する。〔表2〕いすれも対象の期間は豊臣政権期から2代藩主光久の家督相続の頃と概ね同じだが、17ヶ条から27ヶ条と増え、記述内容はより具体的で詳細な箇所がある。特に20ヶ条目には、家久が国許の妻子を江戸へ引き移すことを願い出、途中の扶持米を下し置かれ「大坂川筋罷通候節者船あらけを被仰付候、右之一筋を以頃迄其通ニ被仰付候、此後諸大名妻子御當地江段々為被引移由ニ御座候」という新たな由緒を示している点が注目され、しかも「御由緒書之儀ニ付相模守様御挨拶被成候ハ、諸大名何れ茂御手ニ被入候得共、江戸居住之儀、然と有付茂無之時節御妻子始而被引越候ニ付而夫より何れ茂妻子被引候事ニ成立、必至と天下安全ニ為罷成事ニ候、依之權現様御勤ニ而御荒切りハ被成候ヘ共、天下靜謐ニ相治候者、畢竟者嶋津之家より為被相治事と為被思召上ニ而可有之候」と土屋政直がこれを高く評価したことが報告されてい

〔表2〕御厚恩記・松平薩摩守先祖由緒書上対照表

箇条	御厚恩記	関連	箇条	松平薩摩守（綱貢）先祖由緒書上
1	太閤秀吉の代、許三官が太閤をそしる文を書いた一件に家康が助言	→2と4	1	義久（龍伯）代の肥前名護屋在陣中家康が特に心安く仰下され、慶長3年伏見の屋敷に来邸、終日御機嫌よく過ごした
2	名護屋在陣中の家康の待遇、梅北一揆に対し龍伯（義久）留守中のこととして取りなし	→4と6	2	義弘（惟新）も義久同様心安く仰下され、朝鮮から帰朝の際に義弘宅に来邸、祝儀に腰物拝領、家久にも腰物拝領
3	龍伯渡海について、既に義弘や久保渡海であり龍伯も高齢であると家康が助言し滞留	→7	3	伊集院幸侃誅殺の際に加勢
4	伏見の龍伯屋敷に家康が光臨し懇ろであったこと、義弘のところへもお札	→7	4	石山三成の激怒を買った家久が高雄長谷寺蟄居を聞き、帰還をすすめ使者・警固をした件
5	龍伯在京の際の不如意について合力、黄金300枚拝領	新	5	伊集院源次郎忠真のおこした庄内の乱について報告を受け、地の利を得た相手故率爾の攻撃を戒め攻め口の手配等助言
6	朝鮮での活躍に対し、家康から義弘・家久へ腰物拝領、少将に任じ知行を加増された	→8	6	伊集院源次郎籠城戦に使者山口直友、さらに寺沢正成を派遣
7	慶長4年3月9日に忠恒（家久）が伊集院幸侃を誅殺、高雄に遁走した一件で使者派遣や助言など	新	7	諸大名に誓紙を提出させた際、義弘の誓紙に感じて家康から御誓紙を義弘に下された
8	伊集院源次郎忠真のおこした庄内の乱に山口直友派遣、物資拝領	新	8	関ヶ原合戦以後、井伊兵部与力・山口勘兵衛与力派遣、義久から鎌田出雲政近派遣。家康から有難き上意あり脇指揮領、本多正信・山口直友連署誓紙あり
9	庄内の乱に寺沢志摩守正成派遣し後見、山口を再度派遣し調停	新	9	義久は病氣で上洛叶わず、家久と連署の誓紙提出、慶長7年島津図書派遣。家康誓紙、家久上洛で目見え、拝領物等
10	慶長5年関ヶ原の戦い以後、知行安堵	新	10	宇喜多秀家が薩摩滞在、助命嘆願を許可
11	義弘が桜島に逼害していたのを帰宅許可、平松から加治木移居、老後病死に使者が派遣され御厚恩は筆紙に伸べがたい	新	11	慶長10年義久の重篤に上使派遣
12	忠恒に御氏御字「家」を下され、度々官位昇進、宰相に任じられたこと、秀忠から直に宰相に任じられ島津家の官位で先祖以来無いこと	→13	12	慶長14年琉球国に軍勢派遣、家康より拝領
13	慶長14年琉球国に軍勢派遣、家康より拝領	新	13	慶長15年家久が中山王を連れ駿河参府、饗応
14	大坂の両陣に遠國故連參、馬を拝領した一件	新	14	家久の江戸参府、上使から米1000俵拝領、登城と饗応、桜田屋敷拝領等
15	代々普請免除	新	15	慶長16年義久死去に上使派遣
16	家久の病中の医者派遣、死去後の上使派遣	新	16	元和2年4月家康の末期、家久は加賀利長、仙台正宗と同じく奥に召され、拝領物
17	光久への「光」字拝領、「御氏（松平）」拝領、継日お札の際に家来も召し出され直に拝謁	→11	17	元和5年義弘病気に上使
		→11	18	元和5年7月義弘死去に上使
		新	19	元和7年家久帰国に脇指・銀500貫目拝領
		新	20	家久が固辞の妻子を江戸へ引き移すことを願い出したところ、「天下安全之御奉公不可過之出」上意。途中の扶持米、中途の馳走、大坂川筋通航の際の「船あらけ」を命じ、この一筋をもって頃日までその通り。諸大名妻子江戸に段々引き移しとなる
		新	21	寛永7年桜田屋敷で家光お成り、拝領物。島津久直・島津忠紀（家久の庶子。都城・垂水家）諸大夫成、拝領物
		新	22	寛永7年秀忠お成り
		→16	23	寛永14年家久病気に上使
		→16	24	寛永15年家久死去に上使派遣
		新	25	寛永15年正月、光久を城に召し、家久帰国故早々に帰国看病を命じ、また肥前島原一揆への合力を命じる。光久島原に寄り帰国
		→17	26	同年4月、光久家督の礼。家来（具体名）御前に召し出す
		新	27	寛永16年帰国、翌年春上使
年月	寛永18年（1641）10月		年月	元禄13年（1700）2月
出典	『家わけ』九・日置島津家文書（県図）15号		出典	『追録』二の677号
担当	島津久慶（←伊勢貞昌ほか）		担当	島津忠雄（久年・仲休）

(35)。かくして絵図調進問題は後退し「御家筋之御沙汰ニ成立」と認識される。

この問題決着直後「島津家由緒」について近衛家から確証を得るようとの綱貴の命により、島津忠雄は京都に赴き近衛家家司等と接触するが、その際も土屋政直へ提示したものと同じ由緒書が示されている。

戦国期に本宗家の地位を確立する島津相州家と近衛家との関係は、織豊政権期から江戸初期の植家→前久（龍山）→信輔（信尹）の三代において政治・文化面で活発な交流を確認できるが、管見の限り江戸前期の信尹養子の信尋、尚嗣の代の交流には積極性を見出しえない。尚嗣養子基熙の代には、例えば元禄九年（一六九六）基熙の吹舉で鹿児島諏訪大明神・稻荷大明神が正一位に叙され、元禄一年頃より門流の交野・石井・平松家<sup>(36)</sup>等の書状が増加し、儀礼的関係でもそれまで以上の親密さを窺わせる。【系図3】

元禄二年は頼朝没五百年に当たり、綱貴は二月二日に国許（世子吉貴在國）において、島津忠久創建以来の歴史を持つとされた花尾權現（厚地山權現<sup>(40)</sup>）での法要を嘗ませた。この時期は、後述するように頼朝落胤説に対する幕府儒官の疑義への対応も図られている時期であった。国絵図改訂をめぐる課題と共に、頼朝や近衛家との関係を島津家側は強く意識しており、この中での関係強化が意識されるようになつたと理解してよいのではなかろうか。

財政問題を抱えていた近衛家においても、由緒という特別な理由と経済的支援の期待できる島津家は格好の相手だった。元禄二三年の「島津家由緒」を近衛家も再確認した後、綱貴娘亀姫が近衛家久に嫁すことになる。また亀姫早世後、近衛家側の要請により吉貴娘満姫が家熙の養女

とされ（満君）再度家久簾中となる。この間には近衛基熙娘で6代将軍家宣正室天英院も積極的に関わった。<sup>(41)</sup>島津家では官位昇進に関する近衛家等朝廷関係者の影響力が期待された（後述）。

#### 4 元禄から宝永年間（一）—島津家由緒と諸家由緒—

前項でみたように、元禄年間には日向国絵図単独受持ち一件を通して「御厚恩」を中心とした徳川家との関係が幕閣に認識され、「島津家由緒」の再確認に基づく近衛家との関係強化に至る。この間、島津忠久誕生石（産石）に関わる一件が元禄二年（一六九八）に生じている。<sup>(42)</sup>

##### ○7

元禄十一年戊寅十月十五日訴書差出候、摂州住吉之社家田中福太夫訴状之内調候、

覺

一當社神前之御祈禱 御家久敷被為仰付候、

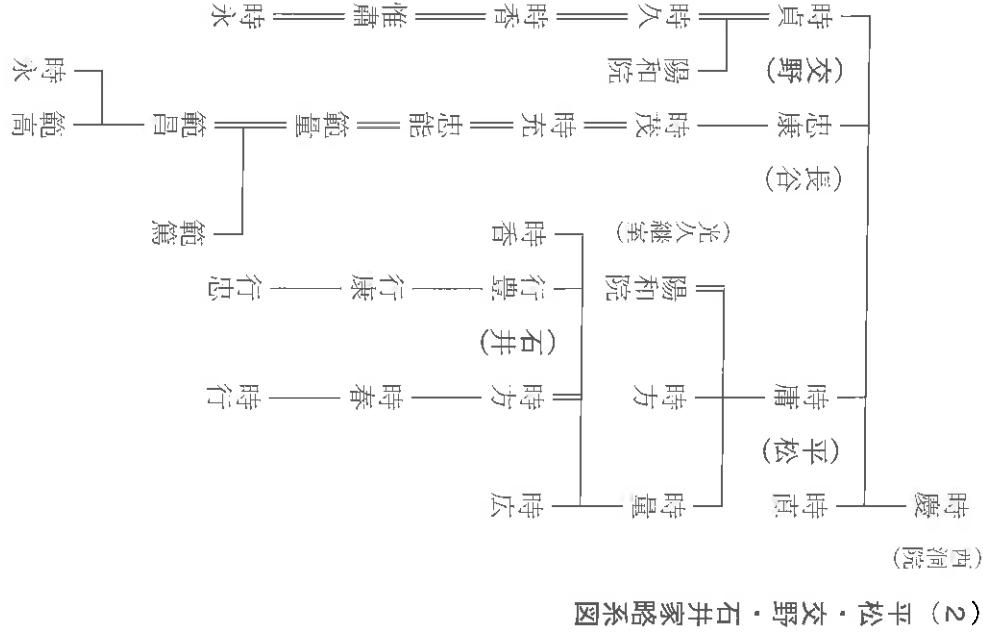
此段何之比より御祈禱仕初來候儀、并五十二年以前 光久公當社江御參詣被為遊候節、福太夫家ニ御腰被懸候事、御記録所江者相知不申候、定而其儀為有之ニ而候ハん、

一御先代様當社邊ニ而 御誕生被為遊候御場所、社務方江祖父福太夫度々断申永代御借り被遊、石垣御建立被 仰付候由、

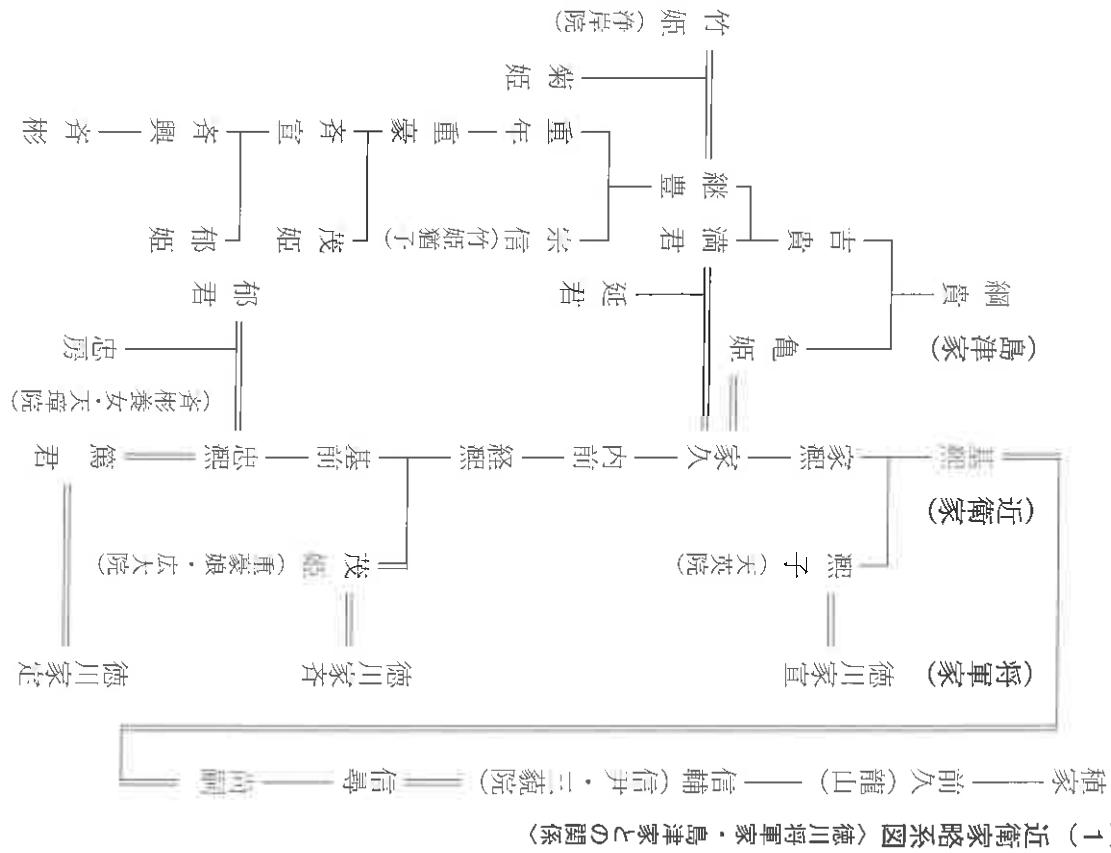
此段何年中ニ御借り受、石垣御建立被仰付候儀、御記録所へは相

知不申候、然共只今現ニ石垣御座候得者、無別儀事与存候、御地清め并掃除奉守護等之儀、御家より福太夫方江被仰付置候儀ニ而候哉、是茂何之比より申儀相知不申得とも、福太夫祖父代ニ御<sup>(43)</sup>場所御借り受之儀肝煎為仕儀ニ候得者、夫より以後右通ニ仕來た

※ 緣組・養子



## (2) 平松・交野・石井家略



### (1) 近衛家略系図（徳川将軍家・島津家との関係）

【系図3】近衛家及び平松・交野・石井家略系図

る二而社御座候ハん、

其後御家中より石燈籠建立被成候ニ付、

此儀茂御記録所江相知不申候得共、是以石燈籠現ニ有之候得者、  
其通ニ社為有之ニ而候ハん、

右御誕生石并場所之儀者、寛永十八年 将軍家江被差出候 御家  
之御系図 忠久公之御傳記之中第一ニ御書記為被召置事ニ而御座  
候、近年ニ茂林大學頭殿江委ク被為聞候事ニ而御座候得者、無掃  
除ニ而御誕生石之場所荒し置申候而者 御元祖様を御崇敬被遊儀  
薄様ニ諸人可存事かと存候、然者福太夫より申出候通、御供料并  
御燈明料相應ニ被下置、御誕生石之格護掃除祓清め、又ハ於神前  
之御家御長久之御祈禱等永代無退轉被仰付度事与存候、乍然（中  
略）為御考之書付申上候、以上、

元禄十二年

御記録所

卯正月十八日

田中五右衛門

右調書一通、福太夫口上書一通、卯正月十九日於御國遣座、赤  
松次郎右衛門殿御取次ニ而差上候事、

元禄一年一〇月の住吉社家側の申し出まで、記録奉行田中国明側に  
は忠久誕生石の石垣や石燈籠建立等の情報が殆ど無かつたこと、しかし  
また寛永一八年提出系図や元禄期の林信篤に対して了解を求めていた  
「島津家由緒」（賴朝落胤説等）に関わる内容だけに疎かにできないとの  
認識も示されている。では「近年ニ茂林大學頭殿江委ク被為聞候事」と  
は何を示しているか。

元禄一三年一一月一四日付の菊池藤助（武昭・東匀<sup>(4)</sup>）宛て菊池新三郎  
書状<sup>(5)</sup>によれば、九月四日に林信篤を訪ね、旗本の石野八兵衛雅植（赤松

範恭。後述）を経て提出予定の島津家譜略について、その遅れを報せて  
いる。

## ○8

九月四日林大学頭殿江参候之節、御家之譜略于今石野八兵衛殿より  
不來之由大学頭殿被仰ニ付、私申候ハ、いまた八兵衛殿迄も參問鋪  
候、只今最中清書之出ニ御座候、其上書写一通りにて能可有御座ニ、  
不被言装潢等迄段々御念入候儀ニ承及候と挨拶申、扱

忠久公之御事、東鑑之通計ニハ賴朝卿之御子と不相見候條、如何  
と尋候所、大学頭殿被仰候者、兼々被存候よりハ備成御系図、第一  
奥州陣之節、賴朝卿より畠山重忠江之下文何方之系譜ニ茂無之證文、  
殊昌平坂之文庫ニ御納之上者、末代迄相残ル物ニ御座候故、御家之  
御重寶不過之、御念入被仰付段、尤なる被遊様ニ被存由ニ御座候問、  
弥以御仕立等迄被入御念被仰付様ニと奉存候、已上、

〔元禄十三年〕十一月十四日

菊池新三郎

菊池藤助様

ここでは提出の遅れは問題になつていない。忠久の賴朝長庶子の確証  
を求めた林信篤に対して、藩主綱貴の命により記録奉行田中国明は、文  
治五年（一一八九）秋の奥州合戦において賴朝が畠山重忠に先鋒を命じ、  
重忠の求めにより忠久を副将とした際、賴朝が重忠に与えたとされる御  
教書の句解を行い、かつ「薩隅日三州守護職之下文」を模写し、併せて  
島津家譜略を書き、元禄一三年一〇月に信篤にこれが提出される<sup>(6)</sup>。この  
ため信篤は、今回提出された島津氏の系図の記述と賴朝自筆御教書に対  
して「何方之系譜ニ茂無之證文」と評価を下したことが報されたのであ  
る。一月四日には菊池藤助が島津家譜序文書入の草案一通を信篤ま

で持参し、また島津家の家紋について頼朝・清和天皇との関係で説明を行っている。<sup>(48)</sup> この結果、信篤は翌年三月に島津家譜（御譜略）叙文と頼朝自筆御教書への跋文をなし識語を添えた。「島津家由緒」の根幹をなす頼朝落胤説が幕府儒官の支持を得て幕府公認となり、また島津家は家珍として御教書句解と譜略を書写して装潢し、湯島の聖堂に寄捨する。<sup>(49)</sup> なお島津譜略序文の後半は、島津家から提出された家康以来の御厚恩がベースとなつた、綱貴代に至る徳川家恩顧が記されている〔表3〕。

実は島津家と林信篤との間では、元禄七年頃より「島津家由緒」に関する交渉があつた。「吉井友利万扣書写」<sup>(50)</sup>には、綱貴の官位昇進<sup>(51)</sup>に關わる信篤の疑問（忠久様ハ頼朝卿之御子与中儀証拠有之候哉）に対し、一連の対応策が検討されている。

## ○ 9

一御官位被仰出候儀者、林大学頭殿江茂御問付有之由候、<sup>(元禄七年)</sup>  
御下向前芝御屋敷江大学頭殿御見廻之節 忠久様ハ頼朝卿之御子  
与申儀證據有之候哉と石野八兵衛<sup>(雅也)</sup>殿御同座ニ而御尋候付而為兵衛  
罷出、御文書写等ニ引合、段々申達候得者、右之由分書付候而有  
之候哉と被仰候ニ付、申披キためと申候而書付置候ハ無御座候由  
申候得者、書付候而被召置候方可然存候、書候而被遣候ハ、此  
方より茂内證存寄可申候由被仰候付、於國元書せ候て可被遣由  
太守様<sup>(島津義弘)</sup>より御挨拶御座候、依之右草案御記録所ニ而調被仰付、御  
前へ被差上置候得共、いた大學頭殿御方不被遣候、然者證據有  
之候哉との御不審ニ口達ニ而者何角申候得共、書付与被仰候にこ  
まり候而延引之様ニ被為思儀も可有御座候、就夫ハ出羽守様御方  
江被差出候御由緒之書付ニ、頼朝卿之血筋与書申候所ニ付、不審

〔表3〕島津家譜略序文中の御厚恩一覧 元禄14年（1701）3月（『追録』二の966号）

箇条	記事
1	朝鮮での活躍に対し、家康が義弘の仮館を訪問し義弘・家久へ宝剣封領、また父子を伏見城に召し戦功を賞して宝剣を与え加増（5万石）、忠恒を少将に任じる。後に義弘を参議に任じた
2	関ヶ原合戦後、島津龍伯（義久）の誓詞に対し慶長7年神君が血書を龍伯（義久）に賜る。忠恒が伏見に至り拝謝。翌年帰国に際して剣等と諱字（家）を賜る（家久改称）
3	家久は家康の命を奉じて琉球を攻め、国王尚寧降伏。家康・秀忠が感状を賜り琉球を領す。家久が尚寧を駿府に引率した際に家康の言辞と剣拝領。江戸でも秀忠より饗應
4	慶長16年義久死去に上使派遣
5	慶長・元和難波冬夏の役に家久が家康に心を傾け軍勢を出し恩賞厚し
6	元和3年家久が江戸に赴き参議に任せられ拝領物、松平姓・薩摩守を賜る
7	元和5年惟新（義弘）死去に恩問丁寧
8	寛永2年列候に先んじ家久は妻子を江戸に置く
9	寛永3年家光入洛参内、家久は従三位中納言叙任し従う
10	寛永7年桜田第に家光・秀忠来臨
11	寛永8年嫡子忠元（光久）元服、父家久の例により松平姓と諱字を賜り光久と改称、従四位下侍従に叙任「永為家例」
12	家久死去に際しての恩
13	忠久初入国以来の犬追物について正保4年台覧を請い許可され武州王子村で実施、恩賜
14	光久の従四位上左近中将叙任、嫡子綱久早世し貞享4年光久致仕隠居、嫡孫綱貴が薩摩守を称し相続、元禄7年光久死去に上使先例による、翌年綱貴は従四位上左近中将叙任
15	元禄10年武州東叡山本堂建立への助力を行い落成、賞される

之様被為申儀も候へハ如何敷候条、御国元ニ而相調候書付之趣、

大学頭殿江被遣度奉存由孫左衛門殿迄為兵衛より申入被達 貴聞

候處、御国元江被仰付候草案御見出し不被成候間、太抵覺候由筋

目を以伊兵衛草案相調候様ニと被仰付候ニ付、御国元ニ而被相調

候太概、丹後御局頼朝卿ニ幸して懷胎、住吉ニ而御誕生之事、誕

生石之事、八歳ニ而三ヶ国を御拵領之事、東鑑脱漏ニ忠久公御卒

去之事見得候義共書記候而、孫左衛門殿より被備御覽候處、右之

草案八兵衛殿入御内見候様ニと御意候ニ付、八兵衛殿へ孫左衛門

殿御出、為兵衛も被召列致參上候而草案懸御日候處、公義江差

出候書付ハ此様ニ調候而埒明申儀ニ無之、此筋を以御推量候様ニ

など、申筋ニ而ハ 公儀ニ而極リ申儀ニ無之候、大抵疑敷儀ニ而

も、此方より極而此通と書出候得者夫ニて取り申儀ニ候、丹後御

局頼朝卿幸して懷胎など、書候様成儀、何共 公儀ニ而ハ不極事

不審ニ罷成候間、丹後局ハ頼朝卿之密妾也、懷胎すと書候而可然

候、左候而證書ニ可罷成御下文等を此證據ニハ是ヲ申様ニ引合せ

写入候而可然候、惣而是ハ證拠ニ茂可罷成と存候儀者、其為之大

學頭江内談ニ候間不残置書入候而可遣候、大学頭見届被申、是ハ

除候様ニと被存候儀者可被致差図候問其心得可仕候、忠久ハ頼朝

卿之御子と申儀御系図并御家伝ハ其通可有之候得共、東鑑并其時

代之書籍ニ茂不相見得、二条家ニ有之候系図傳書ニ茂不見得、日

本通鑑ニ茂見得不申候へハ、御家ニ有之候傳記迄ニ而者さきく

猶以疑出申儀ニ候条、此節段々之儀不残置書付被遣大学頭、存寄  
をも申、草案埒明候て軸物ニ書調、二卷ニ被成被遣候ハ、一卷  
ハ頼朝卿之御子と申儀落着仕候由大学頭致奥書遣之、今一卷ハ御

藏江納置候様仕せ可申之旨被仰候付、畏候候由申候而罷帰候、

藩王綱貴の命により、吉井友利が「島津家由緒」の草案をもつて江戸

詰家老林寛清雄(林寛清雄)と共に旗本石野八兵衛雅植（赤松範恭）を訪問した際の

関与、助言が注目される。「大抵疑敷儀ニ而も、此方より極而此通と書

出候得者夫ニて取り申儀ニ候」「證書ニ可罷成御下文等を此證據ニハ是

与申様ニ引合せ写入候而可然候」として証拠文書は全て林信篤に提出し

差図に従えばよい、「其為之大学頭江内談ニ候」と雅植は言い切っている。忠久の頼朝落胤説は島津家の系図伝記のみでは先々なお疑いが生じるとして、今回の草案を決着させ軸物にして信篤奥書の上、林家と島津

家の保管を指示しているが、以後の経過はまさにその助言に従つたものといえる。

石野雅植は元禄六年一〇月御先弓頭、正徳元年五月一五日に日光の奉行、同三年寄合に列し享保四年一二月六日致仕、赤松嫡流を自負し宝永五年（一七〇八）八月一一日に家号を「石野」から「赤松」に復すことを許されている。<sup>(3)</sup>元禄国絵図改訂にも与つた留守居赤松則茂は、この石野を通じて幕府内情に関わる様々な指南を受ける上で格好の窓口として機能したと考えられる。雅植の助言にある証拠文書が、史料6で田中国明が示した文書に当たるのだろう。史料9では林信篤との関係も、内々に助言指導を得て「島津家由緒」を確定させる存在と意識されている。故にこそ史料7の一件は、林信篤へ対する島津家の主張からして問題とされたのである。なお元禄一四年の島津家から林信篤への謝礼も「備忘抄」中には記載されている。

昆布一折 御樽一荷 太平布拾疋 白銀五拾枚已四月十日被遣、  
并太刀一腰馬代銀一枚、田中五右衛門より進上、同五月廿一日縮  
緬廿卷 干鯛一箱被遣候事、

国絵図改訂と「島津家由緒」の幕府公認、近衛家やその門流の平松  
交野・石井家との関係の深まり等、元禄から宝永期における一連の動き  
は、一方で由緒に基づく袴寝清雄の「小松」・阿多氏の「畠山」改号運  
動、赤松氏の由緒主張や猿渡氏の「藤原」姓承認運動、近衛家側と島津  
家の仲介者として京都で活躍した修驗者飯熊山蓮光院、前代以来の家筋  
や家格をめぐる主張等、島津家中における自家の由緒の見直しや格式・  
嫡庶をめぐる様々な動き、「表4」と共に、この時期の薩摩藩武家或いは  
また寺家の問題関心を示している。

### 5 元禄から宝永年間(二)——系図文書と家筋をめぐつて——

史料9によれば、林信篤から忠久の頼朝落胤説に関する書付の提出を  
求められ、草案が藩主綱貴の命で記録所で作成されたとある。元禄七年  
(一六九四)八月、当の記録所は藩内に系図文書提出を命じていた。

○ 11

覚

寛文九年己酉 太守様御氏族并他家系図可被遊 御覽之由、大田小

平次・河野六兵衛二被仰付、両人致相談、御氏族者不残、他家者古

昔より一所を領シ、又者代々御家老職被仰付候家廿四氏撰出、其

家々二申渡、系図并文書等を以相考被差出候上ニ而致詮議、肝要候

事計を成程文字を省き相記候而、略系図ニいたし備 御覽候、其撰  
述者俄之事ニ候得ハ考之當否有之、又者其家々よりも文書旧記等不

見出、公私之考少々者違も有之儀候故、六兵衛存命之内ニ文書旧記  
并古系図を見合、可相載證據又者考違候儀共見出次第備 御覽候、  
系図之留ニ致押札置候而、得能造酒之允を以右之段申上、此系図相

改可差上候由達 貴聞候、六兵衛致死去、我々共見出申候儀共多候  
故、弥以相改可差上覺悟ニ候處ニ、此度右系圖御下ヶ被遊、私共兩  
人ニ右之諸家系図遂吟味、相改可差上之由 御意候条、致再撰等ニ  
候、就夫其家嫡被勉候面々江申達、庶流之方江被相達、於其家々被  
遂譲議、其嫡家より被差出候ハ、遂吟味、至後代無相違様ニ可有之  
候、來春御發駕前ニ清書不相済候而不叶儀ニ候条、相究申候日限ニ、  
右諸家之指出可有之候、各為御心得可被為書出条々、左ニ相記候、  
系図ニ可記伝之覚

(以下21ヶ条省略)

右條々、各為御心得如此候、寛文九年より當年迄廿六年ニ及候条、  
子孫不相載、又者考出候儀也可有之候条、成程不改落様ニ可有之候、  
此度之再撰ニ改落、又者考違於有之者別而殘念至極候、其上此系図  
近年中ニ又々御改可被仰付候儀不相知候条、互ニ遂御相談、至子孫  
無究不及異儀候様ニ可致候、各其覺悟可被成候、各家々ニ付相定候  
日限之通ニ可被差出候、若及遲滯候ヘハ障ニ罷成候条、載後之儀者  
可及口能候、以上、

御記録所

戊八月十一日

田中五右衛門(御用)

伊地知助(重英)右衛門

「新撰系譜」から「諸家大概」まで河野通古も認識していた調査と吟  
味の不徹底を踏まえ、綱貴の意向のもと藩内くまなく諸家の家筋に關す

〔表4〕

和暦	西暦	月	日	トピック	鳥津本宗家・徳川家・近衛家関係	称寛氏・阿多氏・赤松氏・猿渡氏・蓮光院関係	出典
貞享4	1687	7	27	綱貴縁封			追録一
		12	25	綱貴駕任	從四位下・侍従から左近衛少将		追録一
貞享5	1688	1	13		近衛家家司宛での綱貴書状。駕任につき進上物		追録一
		6	6	綱貴襲封後初帰國	平松時量邸に寄る、8月6日鹿児島		追録一
元禄2	1689	3	3	綱貴参観	4月18日江戸		追録一
		12	15	忠竹(吉貴) 元服	徳川綱吉加冠、修理工夫吉貴、從四位下・侍従		追録一
				晦	龟姫誕生		追録一
元禄3	1690	2	21		綱貴・近衛恭熙の間白宣下祝儀を近衛家熙まで差し		追録一
		6	29	綱貴帰国	9月3日鹿児島		追録一
		11	18			綱貴、蓮光院陽慶坊宛てに薩摩・日向諸県郡年行司職を許可(聖護院門跡許可)	追録一
元禄4	1691	2	10	綱貴参観	4月10日江戸		追録一
		10		亀姫陽和院養女に			追録一
		7	6	綱貴帰国	8月26日鹿児島		追録一
元禄5	1692	11	24			この頃、称寛清雄は「小松」改名要請。記録奉行伊地知重英は「小松」改名について、証拠文書なしとして反対、田中国明は系図ありとここでは養成	微
		2	16	綱貴参観	4月2日江戸	称寛清雄隨行・將軍に拝謁	追録一
元禄6	1693	2	28			伊地知・本川の争い(社参役の左右)で伊地知氏に命じない旨御貴意を猿渡信安が伝える	記録
		7	27			称寛清雄は都府医師を通して徳川光圀家臣に接触し称寛家系譜・文書を光圀の閑院に供す	称寛
		4	15		綱貴から吉貴への対応、三代(光久・綱貴・吉貴)が官位を進められ江戸詰は他家に稀とする意識		追録一
元禄7	1694	8	4			江戸に出差、鶴津で小松寺參詣	称寛
		8		晦		平松時量郎伺候、9月3日も伺候、系譜文書を見てもらい家の紋承詔	称寛
		11	29	綱貴帰国・光久死去	綱貴と庶子虎徳丸(忠英・久通・久壽)は6月江戸を出發: 脱忘に際して赤松則茂日記・覚書。林大学頭聞等。石野八兵衛恭範も関与	称寛清雄・猿渡信安隨行	追録一
元禄8	1695	2	10	虎徳丸加冠	三郎五郎忠英と名乗る		追録一 備
		3	6	綱貴参観	4月8日伏見、18日江戸	猿渡信安隨行	追録一
		6	10	吉貴帰国	7月25日鹿児島		追録一
		11	17			「小松」改名に関して、記録奉行伊地知重英(重張)・田中国明は共に反対意見	微
		12	28	綱貴昇准	徳川家・左近衛権中將		追録一
元禄9	1696	1	26	吉貴参勤	3月10日江戸		追録一
		4	23	鹿児島大火・収集した系図文書の焼失			追録一
		6	2	綱貴帰国	8月4日鹿児島		追録一
		6		近衛恭熙の推崇で鹿児島諏訪天明神・稻荷大明神が正一位とされる			追録一
		6	27		浜津多田権現贈位・権現七百歳忌祭礼への寄進の謝礼		追録二
		10	27			清雄家臣等の所蔵文書を提出、光圀より謝辞が届く	称寛
元禄10	1697	2	12			称寛清雄は旗本石野八兵衛(赤松氏)に依頼し林信篤に系譜文書閲覧を依頼。題旨を書いてもらうことにつき石野の書状	称寛
		2	25	綱貴・東山天皇立妃祝いの使者派遣			追録一
		閏2	4	元禄国絵図の命	国絵圖監使に島津久年(忠雄)、元禄12年4月江戸出府	赤松則茂が幕間に呼ばれ国絵図改訂、日向国は伊東氏と相談を命じられる	追録二
		閏2	27	綱貴参観	参勤途次に改訂の内容を聞き正保国絵図の先駆にそむくと難色示す。4月9日江戸		追録二
		3	18	豪内系図文書収集。東目・市來家年担当(西目・肥後盛香)			穆佐
		4	4			江戸の称寛丹波(清雄)宛に、絵図・郷帳焼失のため江戸保管文書を閲覧を願う	追録二
		6	6	吉貴帰国	8月4日鹿児島		追録一
		7	1	東畠山本堂造営助役の命	綱貴登城して命じられる(このため吉貴参勤が3月から7月中に変更)。落成は7月21日	総監使称寛丹波清雄	追録二
元禄11	1698	2	11	賴朝7百年紀	花尾山祭神を祭る		追録二
		7	10	吉貴参勤	8月晦日江戸		追録二
		9	11			称寛清雄は、家臣を京都に派遣し平松時量へ山城の半野社(半野氏神)を吉利に勧請する件で吉田家への推挙依頼	称寛
		9	23		平松時量から綱貴宛書状に、先頃交野權佐令參府の際の馳走への謝辞		追録二
		9	晦日	綱貴帰国	11月15日鹿児島		追録二
元禄12	1699	1	23		近衛家源より、鹿児島源訪・稻荷向社の鳥居額揮毫。平松時量の御書。9月10日方書状でます稲荷社額の送付報せ		追録二
		1	27			称寛清雄死去	称寛
		1	28		近衛基熙から綱貴宛ての年始賀状。平松幸相時方・石井首内・柳行豈から江戸の吉貴宛ての27日付年賀状		追録二
		4	15	佐土原島津家惟久が城主列になる	綱貴の働きかけ、威光によるとの惟久謝辞。一方、5月13日付で林信篤や石野八兵衛・西丸留守居の庄田安利他に謝礼		追録二
		5	16		願子院(明子院・智岡・出羽羽黒山翁常大権都)から執当役、院家院号許可の謝礼で芝部見舞への返事		追録二
		5	18	島津久年(忠雄) 絵図改訂方針示す	綱貴の承認を得て家老中へ周知、1通江戸へ持参(22日出發)		追録二
		5	26		伊集院主水久明・伊地知五兵衛を京都・大坂町屋敷に置くことを通知		追録二
		7				この頃猿渡信安は称寛清雄(1月死去)跡目の件で綱貴使者として江戸に参府。阿多義祐の「畠山」改名に関して動かか	微
		8	24	満姫(おみつ)誕生			追録二
		12	25			綱貴から進藤筑後守長房・聖護院・門跡宛て書状において、蓮光院在京中の待遇等への謝辞	追録二
元禄13	1700	1	12	綱貴参観	3月5日江戸		追録二
		1	19		鳥津久年は島津家の三州由緒等を九々一三を通じ、老中土屋政直に示す		追録二
		2	1		島津久年は家康以来の御恩を九々一三を通じ老中土屋政直に示す		追録二
		2	6	日向国絵図単獨受持通知		寺社奉行井上正寧から留守居赤松則茂へ通知	追録二
		3	4		島津忠雄は朝日に京都着、伊集院久明と蓮光院(大峯修業)のため在京した修驗者を通じ近衛家家司進藤・今大路に面会、島津家由緒を示す		追録二
		3	16	吉貴帰国	5月4日伏見、6月21日鹿児島、7月18日付で平松時量・時方父子や石井行豊・行康父子・交野時春の見舞状		追録二
		8	25	亀姫縁組の要請	近衛家久との縁組について綱貴から近衛家家司への返事		追録二
		9	1		近衛家との由緒書をもって幕閣小笠原長好へ申し入れ		追録二
		9	4		菊池新郎が赤松則茂へ書状(田中國明による)を添えて林信篤に提出		追録二
		10			島津綱貴が源頼朝筆御教書の句解(田中國明による)を添えて林信篤に提出		追録二
		11	4		菊池藤助が島津家家譜序文書入草案1通を林信篤へ持参、島津家家紋説明等		追録二

和暦	西暦	月	日	トピックス	島津本宗家・徳川家・近衛家関係	林穀氏・阿多氏・赤松氏・猿渡氏・蓮光院関係	出典
元禄13	1700	12					
			26	亀姫婚姻幕府申請	「由緒御座候付」。26日許可される	この年末に猿渡信安の嫡子信方が、記録所職員市来家年から「猿渡氏古系図」の仲介を受け、手を記録所に提出。(翌年正月18日江戸の信安に本件を伝える)	猿渡
		1	12	吉貴參觀	3月10日江戸		追録二
		3		林信鶴の跋・序文、源賴朝自筆御教書への跋文、島津系譜(御諸略)序文→幕府領初鹿長子説公認		追録二	
		4	10			猿渡は酒匂・本山家同様忠久以来の谱代であり、本田氏に認められた「藤原」姓を、猿渡家由縁により、近衛家へ申しあげる件について、藩主綱貢に難い出て許される。猿渡信安は4月中に蓮光院へ近衛家への由縁仲介を依頼	猿渡
		4	26	龟姫縁組	使者は淮藤長之		追録二
		5	4			前日付で、上京した蓮光院傾英から、京都の首尾について連絡あり。蓮光院傾英に依頼して猿渡家由縁を近衛家に提出するため、草案を作成。この草案は記録奉行田中国明が作成、綱貢の許可を受ける	猿渡
		5	25			この日付で蓮光院宛てに書状で、由緒書2通を差し上らせるなど伝え、27日に江戸から京都へ使者が発つ	猿渡
		6	12	伏見着、13日平松邸で装束改め近衛邸訪問、7月10日鹿児島	6月12日伏見着、13日平松邸で装束改め近衛邸訪問、7月10日鹿児島	猿渡信宏随行。蓮光院は綱貢の近衛邸訪問のため諸連絡調整に当たる。猿渡信宏は、12月付蓮光院書状で、11日に進藤長之が、藤原姓の願い出を表向きに披露。許容され証書も与えられる旨、夜前にあったことが報告される。14か15日の参上を通知される。16日付で猿渡信安が進藤・蓮光院へしたためた書状にも、圓白基熙が綱貢へ、藤原姓筋目の話した件等記述、証書を懇望	追録二
		8		伊地知重英徳之馬文書改の命			家わけ
元禄14	1701	5		晦		阿多淡路義扶は「畠山」改号に関して由緒書提出。本件に猿渡信安・田中国明が関与して菊池新三郎を仲介し畠山嫡家の了解を取り付けていく	徵
			4				
		9	18			聖護院門跡道豊より亀姫と近衛家久縁組を祝う書状、蓮光院介在、長々直洛し近衛家源らの要切連絡。この度帰山	追録二
		10	14			「畠山」改号許可	鳥津
		12	23	忠休(綱豊)誕生			追録二
		12	27			赤松家由緒書作成、越前島津家との関係強調。記録所は本家ではないと指摘。江戸の石野八兵衛雅権(宝永5年8月「赤松・範恭」)は吉貴宛て書状において藤原姓赤松氏を他と違うとする	諸家
		1	22		堀川新造経営・殿下移徙につき近衛家熙や家久の謝辞		追録二
		3	10	綱貴參觀	4月21日江戸	猿渡信安隨行	追録二 猿渡
		4	13	吉貴帰国	6月22日鹿児島		追録二
		5	18			蓮光院(薩隅日諸郡那木山總務職)陽慶坊の訴えにより勅願道場の勅許、綱貴より朝廷に献金等を行い、その返事の女房奉書出される。執事の基輝から書狀。同日、猿渡信安へ近衛姓を許可。「藤氏累代令奉公承諾等現然」として藤原姓許可	追録二
元禄15	1702	8	12	国絵図清書提出	薩隅口6枚・中山国6枚	留守居赤松則茂と絵図役人が提出	追録二
			6		近衛家源から綱貴へ、亀姫入輿に当たり近衛邸増改築助力への謝辞		追録二
		3	11	吉貴參觀	5月10日江戸	用人赤松次郎右衛門則春隨行	追録二
		6	18	綱貴帰国	8月4日鹿児島		追録二
元禄16	1703	9		近衛家久第新造・土木開始			追録二
元禄17	1704	2	20			曾木は加治木島津家からの使者として、京都の伊集院玉水や蓮光院の差遣に従い祝儀の使者を務めるように通達される	家わけ
			3	10	綱貴參勤	4月18日江戸	追録二
		5	21	吉貴帰国	7月前日鹿児島	用人赤松次郎右衛門則春隨行	追録二
		7	3		「御所御普請」につき近衛家熙の依頼を承知、「御婚礼用之御殿」を10月までに完成させ急用以外は未だ、と綱貴返答		追録二
宝永1	1704	8	21	吉貴參勤	9月19日江戸。綱貴は6月11日より籠城し8月1日に義姫の大名が芝藩邸に集まり吉貴參府を幕府へ要請、翌日許可		追録二
		9	19	綱貴死去・吉貴襲封	近衛家源で書状で、綱貴死去・吉貴襲封のため亀姫婚儀來春延期通知		追録二
		11	25	(9月予定の)亀姫婚期延			追録二
		12	5	甲府の綱貴が將軍養君となる			追録二
宝永2	1705	12	11	吉貴任官	左近角権少将		追録二
			2	亀姫婚禮關係	亀姫婚禮の許可、吉貴の養女成、平松時方へ万端指南を依頼		追録二
		4	23	家宣の西丸移徒につき疏琉使節引率の件を幕府は不許可			追録二
		4	27	近衛邸移徒	表側駕作事終了し家熙・家久等移徒		追録二
		4			近衛家熙から坂元養伯の禁裏御用屏風につき返答		追録二
		閏4	23	近衛家熙居室完成			追録二
		5	10	亀姫江戸出発	27日に家熙裏方着。徳川家宣・燕子へもしらざれる	猿渡信安隨行(6月25日までに江戸留守居を拝命)戻る	追録二
		6	13	亀姫婚禮			追録二
		7	9	吉貴帰国	24日伏見、26日入京。9月1日鹿児島		追録二
		10	4	亀姫死去			追録二
宝永3	1706	10	13			蓮光院へ吉貴から薩隅日諸郡年行司職につき聖護院門跡から許可されたこと、大峯修業に勧めることを通して	追録二
			3	坂元養伯屏風完成	近衛家熙の執奏		追録二
		3	22	重要閥質	吉貴が対面所において		追録二
		10		藩内系図文書収集: 奄美も含めて実施。項目は元禄10年とほぼ同じ			大島他
		11	29	満姫の近衛家熙養女成の許可	前年より近衛家熙から猪子の件依頼。島津家の遠慮。家宣・家親の仲介、近衛家の積極的働きかけある。この日登城し幕府から許可		追録二

出典: 「鹿児島県史料旧記録追録」 家わけ: 「鹿児島県史料旧記録拾遺家わけ」 記録: 「鹿児島県史料旧記録拾遺記録所史料」 働: 「備忘抄」(鹿児島県史料集)  
 藤津: 「高津氏正統系図」(高津家資料刊行会) 諸家: 「諸家山諸調」(東大史料編纂所藏島津家本) 大島: 「大島要文集」(同高津家本)

(表5) 元禄7年系図文書再撰21ヶ条一覧

1	元祖の家号を定めた由緒、由緒ある家号を記述
2	元祖より当代に至る男女の兄弟の仮名実名、母は誰の女か、女子は何某に嫁すと記述
3	「先年之系図」の元祖に訂正があれば「今度被差出候」を両通証拠と共に提出
4	養子の場合何某養子と養父の実名、養子入りの場合実父の儀も同じく記述
5	禁裏・院中・將軍家より拝領物、御感の綸旨・御教書等は正文・写を添え、拝領物は書付けて提出
6	所領を拝領し、古来は一所一郷一村を宛行われ、その地を居所とし子孫まで居住してきた者は多い。証拠あればその上で吟味し記述する。一所の場合格別なので家々の証拠が不明で「官庫之旧記」に証拠があれば記すこと
7	地頭職を命じられた家は、寛永15年以前の場合証拠次第に記述。その家に証拠が無く「官庫之旧記」にあれば記すこと
8	抜群の武功や優れた武芸者は「先年之系図」にも記載されたので記載遅れの場合は証拠次第に記述
9	先祖の官位叙任の証書・家伝を記述
10	戦死・殉死は記載漏れがないように特に入念に、証拠がなくとも明らかな場合何年何月何日何所において戦死と記述。敵対等格別なものは書き分ける。年月日や場所が不明でも戦死が間違いなければ「官庫之旧記」で考えるべきこと
11	嫡家の場合、代々病死の年月日、誕生の年月日まで分かっていれば記述
12	御家に敵対し降参の家、本領半地・三分の一や、後にも子細により本領を没収されたことを詳細に記載。敵対した家は「一時片刻と云共」その理由を有り体に残らず記載すること。「官庫之旧記」を考え子孫に詮議の上で記述
13	先祖・当代でも他国に出奔、または帰参のことは隠さず記載。もし隠密にしたら咎められる
14	嫡子でも不肖、或いは父の命に背きまた病氣で家督を命じられない場合は記述、他腹の長男はそのことを記述。二男でも不義の子細あれば「家之位」を下げ三男四男五男でも二男に準じることは古例。このような場合よく詮議して決めること
15	嫡子として他の家、または一家中の養子、または他号を冒し後に復号しても次男に準ずるべき
16	記載遅れ又は先祖の世名を考え出した場合、証拠なくとも記載。証拠あれば提出
17	「先年被差出候系図ニ其家之氏族落候家多々候」庶流の子孫、凡下になんてても懽かな証拠があればその「嫡家之吟味次第可相究候」でのそれを書き出すこと
18	先祖または当代で御昵近に召し出された者、武功や芸能で抜擢された者、または衰微したり罪科などで家僕となった場合も記述
19	君父の命に背き誅伐の場合詳細に記述
20	「其家々ニ而庶流ニ相分候元祖不相知候家多々有之儀歴然」なので不明であれば其家で知っている者を始として「従是上世不知所自出」と片書し、分かっていれば仮名・実名・法名だけでも記載
21	代々の人、幼名を始め仮名・実名・入道名まで残らず記述

るより詳細な情報が求められている。省略した21ヶ条を示す。〔表5〕

この箇条からは、調査内容が単なる系図記載要綱ではなく、島津家に対しての忠孝・敵対、家や一族内の長幼順逆も明確に指示されている。この系図文書の収集は順調にすすめられたのだろうが、同九年四月二三日の大火により城内の御文書蔵を含む7つの蔵が焼け（番所の最重要文書や一部の御文書は焼失を免れたものの）、集積された系図類は焼失する。記録所職員は焼失文書の復元<sup>(5)</sup>や系図文書の再調査に当たる。罹災後、記録所を含む本丸の諸役座は下屋敷に詰め合せたが狭く、奉行田中国明が度々訴え六月に厩内<sup>(6)</sup>の「新御物見」へ移る。田中は翌年一二月に、厩内の座が狭くそこに諸外城の系図文書が過分にあり、藩主御前から下げ渡される御書物等も多々あることを理由に城内か堅固な地への記録所設置を要望しており、再調査で記録奉行の手許に諸外城の系図文書が再び集積されていたことが窺える。元禄一〇年の調査の事前通達<sup>(7)</sup>及び収集された文書の返却事例<sup>(8)</sup>を左に挙げる。

## ○ 12

### 御廻状之写

一系図文書旧記為見合、近日市來源<sup>(9)</sup>右衛門其筋可差廻之条、諸士并

寺社方門前町濱在郷之者共、自分之家ニ付而之系図文書、且又他之家之系図文書、或古キ写之類、或旧記之類知行古目録坪付等迄、不依何篇古書付、御家之御系図・御家之儀ニ付而御由緒書記候旧記之写等持合候ハヽ、源右衛門へ為見候様致其覺悟可然候、系図文書乍持合、此節不差出召置、以後右之系図文書を家之證據ニ申立儀有之共用間敷候間、正文・写ニ無構、惣而差出候様ニ相心得可然候事、

一源右衛門見届、於其所写取候茂可有之候、又鹿児嶋江致持參、於この箇条からは、調査内容が単なる系図記載要綱ではなく、島津家に対しての忠孝・敵対、家や一族内の長幼順逆も明確に指示されている。この系図文書の収集は順調にすすめられたのだろうが、同九年四月二三日の大火により城内の御文書蔵を含む7つの蔵が焼け（番所の最重要文書や一部の御文書は焼失を免れたものの）、集積された系図類は焼失する。記録所職員は焼失文書の復元<sup>(5)</sup>や系図文書の再調査に当たる。罹災後、記録所を含む本丸の諸役座は下屋敷に詰め合せたが狭く、奉行田中国明が度々訴え六月に厩内<sup>(6)</sup>の「新御物見」へ移る。田中は翌年一二月に、厩内の座が狭くそこに諸外城の系図文書が過分にあり、藩主御前から下げ渡される御書物等も多々あることを理由に城内か堅固な地への記録所設置を要望しており、再調査で記録奉行の手許に諸外城の系図文書が再び集積されていたことが窺える。元禄一〇年の調査の事前通達<sup>(7)</sup>及び収集された文書の返却事例<sup>(8)</sup>を左に挙げる。

## ○ 13 の 1

### 役人中

一寺社方之儀者、寺社奉行より可申渡候得共、別ニ子細茂無之候間、右之趣曖役人中より□申聞候、其段者寺社奉行江茂承置候、

右之趣、所中不相洩様申渡之、源右衛門差越候節、無滯差出之御用仕舞罷通候様可有心得者也、

元禄十年正月十八日 評定所

加治木（以下大隅・日向の各外城名省略）

曖中

一源右衛門見届、於其所写取候茂可有之候、又鹿児嶋江致持參、於御記録所写相濟候而より可相返品茂可有之候、何之筋ニ茂御物江被召上儀二者無之、必可被返下候間、内々致其心得、持合候ハヽ、差出為見候様有之可然候事、

一系図文書無之者之内ニ茂、先祖為差知家筋之由緒・家傳於有之者委細書付置、源右衛門へ為見候而可然候事、

一古城・古戦場、其旧跡源右衛門可令見聞申候一所者、案内相添為見可申事、

一寺社方之儀者、寺社奉行より可申渡候得共、別ニ子細茂無之候間、右之趣曖役人中より□申聞候、其段者寺社奉行江茂承置候、

右之趣、所中不相洩様申渡之、源右衛門差越候節、無滯差出之御用仕舞罷通候様可有心得者也、

元禄十年正月十八日 評定所

加治木（以下大隅・日向の各外城名省略）

曖中

### 柏原家先祖之事

一先祖柏原豊前守資好事、太守陸奥守元久之御家老相勤為被申与代由傳候事、鹿児島柏原弥太右衛門殿家ハ此方系図之写にて候、我等代に懇望にて被為写候事、上古犬追物手組日記二通格護之事、

一元禄八年亥二月彼岸日

柏原源太夫殿

七郎右衛門印

右正文、在黒木島津内膳久兵家臣柏原源太夫、

## ○13の2

覺

先年其元中より系図文書其外古キ書付等御用二付肥後(盛香・泰邦)「右衛門差越見分之上御記録所へ相納置候、最早御用相済候間、先年從二右衛門出置候受取取揃、来月八日九日二役人壹人當座ニ罷出可被受取候、右請取之内致焼失候茂有之候者、持主口上書ニ役人次書を以當座江可申出候、左候ハ、可相渡候、以上、

御記録所

西四月廿四日

黒木役人中

調査は記録所職員肥後盛香（盛雄）と市来家年（政香）が分担した。<sup>(60)</sup>

史料12は東日（大隅・日向国）担当の市来の調査に關わる通達だが、肥後の巡回した西日（薩摩国）の各外城にも同様の通達がなされただろう。史料13の1から元禄七年の系図文書収集の一環で黒木家中柏原氏の許にあつた文書情報が記録所側に記録されたと考えられる。史料13の2では元

禄一〇年の肥後による調査の中で、柏原氏分を含む私領黒木島津家（豊州家）家中の系図文書が提出され、記録所の用が済んだため宝永二年

元禄五年壬申

御文書所

十月十七日

伊地知助(重英)右衛門（花押）

（一七〇五）四月二四日付で、肥後の請取状を揃え黒木家役人一人が記録所に出頭し、請取状を焼失した者は役人がその旨を次書した口上書を提出するよう命じている。これは元禄一〇年の調査で系図文書所蔵先に請取状が渡され、返却業務が履行されたことを示す。藩記録所への系図文書収集事業において「何之筋ニ茂御物江被召上儀二者無之、必可被返下候」と、元禄七年（一六九四）の調査までは確認できない原本の返却

が銘記される。勿論史料1の1の承応四年（一六五五）段階でも全て召上にはせず「御用ニ可立物者被召上」「我々家ニ為相傳感状之類ハ被置、本書者可返給候」という条件付召上げと返却の規定はあった。これには河野通吉の名がみえるが、年不詳一〇月二三日付「大迫新兵衛覚」では、島津義弘書状等三通について「右先年御文(マメ)所奉行衆川野六兵衛殿諸所御廻り之時分我等より書状数八通指上申候處ニ右之内御正丈三ツ御文書御記(タヌ)禄ニ為被召載由、其後御返書被下置申候」とある。また要求に応じて返却された事例<sup>(61)</sup>を挙げる。

## ○14

三略書一卷 包紙有

右者貴僧五代之祖相模坊天平十二年甲申二月十五日 兵庫頭忠平公(後義公)為御名代志布志飛瀧權現社頭ニ參籠之處ニ、天狗より直ニ相傳之書之由ニ而 公義ニ被差上ニ付御文書之内ニ被納置候處ニ、此節貴家ニ頂戴仕置度之由被致言上候ニ付、達 綱貴公貴聞、如願被仰渡候間相渡候、包紙書付之通 義弘公御記録ニ被載置候間、聊爾ニ拝見不仕候様ニ可申渡由、佐多豊前殿御下知如件、

元禄五年壬申

田中五右衛門(田利)（花押）

吉松内小野寺

相模御坊

内小野寺の相模坊5代の祖相模坊が、天正二二年（一五八四）に島津義弘名代として志布志飛瀧權現社に参籠した際に天狗から直に渡された

三略書一卷<sup>(63)</sup>が藩史局に保管されていたが、相模坊側が返還を希望、藩主綱貴の許可が下され返還すること、包紙書付の通り義弘公御記録（義弘譜）に記載するとの家老佐多久達の下知が、「御文書所」伊地知重英・田中国明（両名とも元禄初年には記録奉行）連署で通達されている。

元禄一〇年の通達における返却文言の銘記は、勿論元禄九年の大火により各家の系図文書が失われたことも一因であろう。この返却文言は、次の大規模な収集調査の実施された宝永三年（一七〇六）一〇月の通達にも確認できる。

#### ○ 14

一系図文書舊記持合候モノ、自分ノ永ニテ系圖文書、且亦他ノ家ノ系図文書、或古写ノ類或舊記ノ類知行古日<sup>(64)</sup>禄坪付等迄、不依何品書付、御家ノ御系図・御家ノ儀ニ付御由緒記候写シ持合ニハ、不残可差出候、系図文書乍持合、此節不差出召置、已後右ノ系図文書ヲ家之證拠ニ申立儀有之候共用間敷候間、正文<sup>(65)</sup>写ニ無構、惣テ差出シ候様ニ相心得可然事、

一系図文書此節差出候ハ、於御記録所写相濟候テヨリ可相返候、御物ニ被召上儀ニテハ無之、必可被差下候間、内々致其心得、持合候モノ差出候様ニ而可然候、

一系図文書無之者ノ内ニモ、先祖差立家筋ノ由緒・家傳於有之ハ委細書付可差立候事、

一寺社方ノ儀モ右同断、

右之趣、所中不洩様ニ申渡之、無滯差出候様嶋中江申渡、書付取揃、御方附状ニテハ無之、必可被差下候間、以上、

戊十月廿日

堀甚左衛門印

右之通被仰渡候間、奉得其意、右品々持合候者ハ可差出候、尤問切申江右駄ノ物無之候ハ、其旨可有申渡候、以上、

宝永三年成十一月十八日 川上孫右衛門印

記録所の体制整備と併行して、諸家系図文書は原文書収集から記録（筆写）主体に移っている。勿論統篇「正統系図」編纂（家久譜以降）を中心とした島津家関係の系図文書収集は継続されるが、その主眼・力点が家筋・家格の確定に移行していたのではないかと推測される。<sup>(66)</sup> この背景として、一つには近世前期に生じていた諸家の嫡庶や家格をめぐる对立があろう。例えば元禄六年（一六九三）の諏訪社奉幣の左右（上下）をめぐる伊地知氏と本田氏の序列争いは、記録奉行伊地知重英・田中国明や用人猿渡信安等が関わり同八年に決着するが、本件は家格の上下をめぐる係争が多発し、記録所職員も関わった状況を示している。<sup>(67)</sup> さらに付け加えるならば、系図文書に対する諸家の意識が強まったことや家久譜以後の光久以降歴代藩主の家譜編纂における諸家所蔵文書の利用頻度の低下（幕府や朝廷、各大名関係や役所の一件文書等が中心となり家老座や右筆等の許にあつた文書記録が主に利用された）等の要因も考えられる。

なお記録所が担つた系図文書等諸家の情報収集機能は、火災や水損による原文書の罹災後の復原にも一定の役割を果たしている。<sup>(68)</sup>

#### 6 宝永年間から正徳年間—琉球使節引率と島津家の独自性主張—

近世の武家の官位授与は、幕府から朝廷への執奏が行われたが、実質的叙任権は将軍にあつた。官位叙任により交付される口宣頂戴の老中奉書や姓名書付等を受け、閑白の内覽後に天皇に披露され、叙任文書（宣旨・位記・口宣案）が作成され、日付は幕府より申し渡されたものが記

された。表向きには大名が幕府に請願するものではないとされるが、大名家側が内々に願い出る場合も指摘されている。<sup>(49)</sup>

琉球使節引率を理由に官位昇進を積極的に運動したのが4代藩主吉貴である。この昇進運動自体は既にふれたので、概略のみ記す。

宝永元年（一七〇四）一一月に襲封した吉貴は、同年の徳川綱豊（家宣）の將軍綱吉養嗣子成りを祝い琉球使節引率を願い出たが許可されなかつた。宝永六年正月綱吉が死去、吉貴は慶賀使派遣を願い出るが幕府は無用とした。二月、家老島津仲休（忠雄）は側用人の間部詮房に内々にはかり、琉球使節が將軍の威光を高める点を強調する。留守居赤松則茂から若年寄本多正永に提出された吉貴の口上覚には、「嘉吉附庸」以来の来歴、薩摩藩主の位階が家久を頂点として下がつたこと、琉球が朝鮮に次ぐ国として中国では位置付けられ、使節引率がなく薩摩藩の威信が失われ、これが琉球を通じ中国に伝わることの不都合を理由に引率の必要が主張された。六月、幕府は慶賀使派遣を許可。七月尚貞王が死去、尚益王即位の謝恩使を加え宝永七年秋冬の慶賀・謝恩両使派遣となる。吉貴は近衛家に対しても異国方仕置と琉球支配の特殊性を理由に官位昇進の必要性を伝えた。宝永七年九月付の覚で、今度の引率参府で官位昇進がなければ琉球の仕置に影響が出ること、異国方仕置の出費もかさむので今回特別扱されねば奉公の甲斐なく、島津家の家柄は「異朝之御仕置」格別の訳を以て特別に命じて欲しいと主張する。この結果宝永七年の琉球使者引率を賞され、吉貴は從四位上左近衛権中将に昇進する。

正徳元年（一七一二）五月登城した吉貴は、琉球國飢饉・中山王居城焼失への助力、宝永七年の琉球使節引率に対して正徳二年の參勤を免除され八月帰国した。以後徳川家宣の死去、將軍代替に伴う琉球両使派遣

となり参勤は正徳四年に延期される。この間の薩摩藩内では、吉貴の意向に基づき正徳二年には一所持・一所持格・寄合・寄合並の家格も定められ、前後して名字や実名字（諱）規制等の統制策がすすめられた。薩摩藩武家社会の序列化・家格形成には、実名字等の調査報告集積等、記録所の閥与も確認される。正徳四年九月、吉貴は再び琉球両使を引率参勤し、一一月には正四位下に加階される。

近世島津氏藩主等の官位一覧表〔表6〕は、家久から齊興までの官位と昇進の年次・年齢と琉球使節引率その他の関連事項を挙げたものである（齊彬以降は参考）。初代藩主島津家久は寛永三年（一六二六）に従三位中納言に叙任された。2代光久は寛永八年に元服、従四位下侍従となり、これが「家例」となる。延宝元年（一六七三）には従四位上中将となる。3代綱貴も元禄八年（一六九五）の従四位上中将に留まる。

幕府の武家官位叙任選考規範「寛保三年御定」では島津家は国持大名として家督相続で侍従、三〇年を経て少将へ昇進可能、少将より三〇年を経、五〇歳に及べば中将も可能、島津家の極位極官は従四位上中将で、慶賀使引率を勤める場合功労による官位昇進が指摘されている。藩主としては吉貴と齊興が破格であつたが、光久から齊宣まで概ね極位極官はこれに該当する。

ただ実際に少将・中将に叙任される年齢は若年化の傾向にあつた。また琉球使節引率のない5代藩主綱豊は享保一四年（一七二九）一二月の繼室竹姫入輿に関わり従四位上中将に叙任される。將軍家養女竹姫（淨岸院）との関わりでは、元文四年（一七三九）に竹姫猶子とされた宗信（忠顯）は、僅か二歳で従四位下侍従に叙任され、竹姫の養育にかかる8代藩主重豪も宝暦八年（一七五八）二三歳で従四位下少将に叙任さ

〔表6〕近世島津氏藩主等の位階一覧表（各項目：和暦／西暦／年齢（実年齢））

代数／実名	1 家久		2 光久		3 綱久		4 吉貢		5 錦豊		6 宗信	
没年	寛永15	1638	62	元禄7	1694	78	寛文13	1673	41	宝永元	1704	54
隠居				貞享4	1687	71				享保6	1721	46
家督	慶長7	1602	26	寛永15	1638	22			貞享4	1687	37	宝永元
生年	天正4	1576		元和2	1616		寛永9	1632		慶安3	1650	
従三位	寛永3 *2	1626	50									
正四位上												
正四位下	慶長4	1599	23						正徳4	1714	39	
従四位上 左近衛中将	元和3 *1	1617	41	延宝元	1673	57		元禄8 ★2	1695	45	宝永7	1710
左近衛少将				慶安4	1651	35		貞享4	1687	37	宝永元	1704
従四位下 侍従				寛永8	1631	15	慶安4	1651	19	元禄2	1689	14
							★1	1667	17	正徳5	1715	14
										*4	元文4年に 竹姫と婚儀	
											*3 享保14年に 竹姫の猶子	

注記 \*1 参議兼  
\*2 中納言

\*3 享保14年に  
竹姫と婚儀

琉球使節	寛永11	1634	①	正保元	1644	①		天和2	1682	②	宝永7	1710	①		寛延元	1748	②
①慶賀・謝恩使				慶安2	1649	③					正徳4	1714	①				
②慶賀使				承応2	1653	②					享保3	1718	②				
③謝恩使				寛文11	1671	③											

★1 綱貴の初位について『追録』の一の1173号参照。「當家之用式」により従五位下・従四位下の両階を以て同日に賜る（家例）である。

★2 元禄7年4月15日付島津綱貴から吉貴への覚に「當代別而繁榮仕、殊ニ三代一・所ニ進官位致江戸詰儀、外聞実儀他家ニ茂例稀成事候間、此旨を能々被慎存、偏當家長久之念望可為専用事」とあり、綱貴の官位と島津家に対する意識を窺える。（『追録』…の2412号）

代数／実名	7 重年		8 重豪		9 齋宣		10 齋興		11 齋彬		久光		忠義							
没年	宝曆5	1755	26	天保4	1833	88	天保12	1841	68	安政6	1859	70	安政5	1858	49	明治20	1887	70		
隠居				天明7	1787	42	文化6	1809	36	嘉永4	1851	62				明治30	1897	57		
家督	寛延2	1749	20	宝曆5	1755	10	天明7	1787	14	文化6	1809	20	嘉永4	1851	42					
生年	享保14	1729		延享2	1745		安永2	1773		寛政3	1789		文化6	1809		文化14	1817			
従三位				天保2	1831	86			安政4	1857	68	文久2 *6	1862		明治元 *8	1868		明治元 *10	1868	
正四位上									天保13	1842	53									
正四位下									天保3	1832	43									
従四位上 左近衛中将				明和元	1764	19	寛政2	1790	17	文政元	1818	29	嘉永5	1852	43	元治元	1864		文政元	1818
左近衛少将	寛延2	1749	20				天明7	1787	14	文化元	1804	15	天保5	1834	25					
従四位下 侍従	寛延2	1749	20	宝曆8 *5	1758	13	天明6	1786	13	文化元	1804	15	文政7	1824	15	元治元 *7	1864	47	安政5 *9	1858
																			18	

注記

\*5  
従四位下少将

\*6 贈權中納言  
明治2年贈従一位

\*7 従四位下左近衛少将

\*9 従四位下左近衛少将

\*8 參議、幕左近衛中将  
同年、権大納言・従二位  
以下内閣顧問、左大臣

\*10 參議  
以下省略

琉球使節	宝曆2	1752	③	明和元	1764	②	寛政2	1790	②	天保3	1832	③
①慶賀・謝恩使				寛政8	1796	③	天保13	1842	②			
②慶賀使				文化3	1806	③	嘉永3	1850	③			

れる。また謝恩使引率の場合は、宝暦二年引率の7代藩主重年、寛政八年（一七九六）・文化三年（一八〇六）引率の9代藩主斉宣は昇進していない。従つて、琉球使節引率の功による昇進は吉貴に始まり、宗信・重豪・斉宣では慶賀使引率により昇進機会が1回だったといえる。

なお天保三年（一八三二）の謝恩使引率で10代藩主斉興は正四位下に昇進、同一三年の慶賀使引率で正四位上と歴代藩主で最高位に昇進する。斉興の事例は別に考えねばならないだろう。謝恩使引率の嘉永三年（一八五〇）には茶器を賜り隠居を暗示されているが、既に斉興は弘化三年（一八四六）二月には財政改革の進展や広大院（重豪娘茂姫・徳川家齊御台所）の由緒を理由に従三位昇進を願い出、これに執心していた。隠居での昇進事例として重豪の従三位があり、斉興の従三位昇進は安政四年（一八五七）になされた。ここでも近衛家との関係が意識されている。

さて島津氏家譜記載に際して、官位の表記は記録所でどのように検討されていたのだろうか。正徳二年（一七一三）九月一六日の「御系図之内御位階之次第」に関する記録所調書では、家久が正四位下少將叙任以後昇進し従三位權中納言となつたこと、光久以来初任が従四位下侍従であり同前に従五位の口宣が出されることを挙げ、光久以来代々の「御伝記」には従五位下の位階を載せてきたものの「畢竟不書載候而相済申儀ニ御座候間、家久公以来従五位下之御位階惣而相除可申」とする。「上り系図」（幕府へ提出系図）の貴久・義弘伝には従五位下の記載がなされたが家久以来は記載されず、「家久公少將御初任より 御家御官位も結構ニ罷成」ので記載が無くとも支障はない、との認識を示している。この箇条に対しても吉貴側近・若年寄比志島隼人（範房）からは「従三位權中納言与書記有之候得共、權之字付候儀致無用、従三位中納

言与御系図ニ書改可申候、尤御口宣二者權中納言与有之候得共、於江戸中将ニ御昇進之節、従四位上中将ニ被任候由被仰渡候御口宣二者權中將与有之候得共、右之通ニ被仰渡候間、右同格ニ權之字相除可申候事」との回答がなされており、以後の系図記載では「寛政重修諸家譜」の島津氏系図や「島津氏正統系図」等この方針に従つていている。

吉貴の代には徳川家や近衛家との関係が深められ、藩内においては一定の秩序・格式が整備されたことは既にふれたとおりだが、さらに徳川家康以来の御厚恩と琉球との関わりについて、島津家の獨白性を主張した事件について付け加えておく。その一つは宝永二年（一七〇五）七月一〇日に土佐国幡多郡清水湊に漂着した琉球進貢船の長崎護送一件である。吉貴は「嘉吉附庸」や家久の琉球出兵の由緒をもとに薩州送還を主張し、結局その主張は認められた。

もう一件は参勤交代の往来における「船あらけ（除）」である。

宝永七年の琉球両使引率記事を記す「琉球參府始終記」には、大坂川口から薩摩藩蔵屋敷まで「先例之通川内之船共前以あらけ被置」として往還の船が入らぬよう船手与力が下知、また伏見まで上る際にも「大坂川筋之船あらけ」がなされたとある。翌正徳元年（一七一二）七月朔日に吉貴は江戸を発ち、一七日伏見邸着、翌日近衛邸を訪問後二〇日に大坂に下り、二三日に大坂を発ち陸路播州奈波津から乗船して九州に向かつた。この帰国に際しての「船あらけ」に関する一件が正徳二年三月にまとめられ、「後代迄之御格式」として記録所と江戸家老座に写が保管される。これは「御上下之節大坂川筋船除之儀中絶（宝永元年の吉貴襲封後、宝永七年引率参勤までは、帰国三回・一度の参勤があつたが『旧記雜錄』には船除記事はなし）之筋成行候間、已前之通有之度

大坂留守居大嶋孫左衛門に命じて時節を見合させて願い出るよう申し渡され、正徳元年七月一八日、即ち吉貴の伏見滞在中に大坂町奉行から廻船年寄へ通達された一件を中心まとめたものである。

七月一二日に大嶋から大坂船奉行へ提出された「薩摩守先祖以来參勤帰國之節大坂川筋籠通候時前々御船手より川内船あらけ被仰付候由緒大概」には、かつて島津忠雄が提出した「松平薩摩守先祖由緒書上」の20ヶ条目に記載されていた、家久が妻子の江戸引越を言上して特別な会釈を蒙り船中道中馳走を命じられた経緯が語られ、家久から光久代は変わらなかつたものの次第に「御会釈輕被仰付」、就中先代（綱貴）には「猶輕被仰付」たが、今以て「自餘之御方二者相替御会釈結構被仰付候儀共數多御座候」と主張、「大坂川筋船あらけ」は家久の働きに家康の御感の上馳走を命じられた一筋であることが強調されている。

例え文化三年（一八〇六）に9代藩主資宣が引率した琉球国王謝恩使讀谷村王子一行は一〇月一八日大坂に着船、一月一三日に江戸に到着するが、この間の次第を記す「琉球中山王繼日御礼使者勤務之次第」には「川口より薩摩守<sup>〔音〕</sup>藏屋敷迄之間、先規之通川口之諸船前以あらけ」として御船手与力衆が往還の船を差留め、また二二日から二三日にかけ伏見に登る際にも「川筋之船あらけ川岸之下知大坂江着船之節同前」とある。「船あらけ」は家久以来の由緒によるもので「脇御大名様江類も無之、永々之御格式ニも相成<sup>〔音〕</sup>筈」との関係者の意識に基づき船除が継続されていていたことが確認できる。

おわりに

本稿で扱った寛永から正徳期の時期、社会の安定化の中、薩摩藩内に

おいても山緒ある家筋を積極的に認めて活かそうとの動きが読みとれる。田布施外城士二階堂氏は、鎌倉以来の古系図や文書百余を2代藩主光久に提出、寛文四年（一六六四）その由緒により二階堂行格が鹿児島城下士に召し出され、後に同家を継いだ行旦は重豪代に家老となる。播磨・備前・美作の守護大名赤松氏一流で戦国期南九州に下つたとされる薩摩の赤松氏は元禄期に則茂が江戸留守居として活躍、養子則止もまた重豪の代に家老となる。「島津家田緒」の島津忠久頼朝落胤説等が問題とされた際、対応を指南したのは赤松氏嫡流を自負する石野雅植（赤松範恭）であり、林信篤への文書や譜略提出と承認につながつた。元禄国絵図一件が起つた当初の江戸詰家老赤松氏21代清雄は、自家の家譜編纂を行い林信篤から題言を得るが、これも石野が仲介している。

個々の由緒だけでなく、林信篤への交渉過程等では藩儒菊池東匀・新三郎兄弟の関与等、学者間のつながりも無視しえない。光久庶子で阿多内膳養子の義扶は、元禄一四年（一七〇二）に由緒書を提出、近衛前久の引き合わせで薩摩に下つた内膳祖父の畠山頼国（橘隱軒）やその子盛淳（義弘家老長寿院）にちなみ「畠山」復号を用人猿渡信安を通して藩主綱貴に申し出、これに田中国明や吉井友利も関与し、菊池新三郎を通して畠山嫡家の了解を取り付けている。記録所職員や学者の関与が「島津家由緒」の幕府当局承認過程に大きな役割を果たし、それがさらに島津家の独自性や特殊な待遇、近衛家との婚姻関係等の主張・申請の根幹として位置付けられた。政治的目的のための由緒も、一定の論拠は不可欠である。それを収集整理し提供する役割を記録所は期待されたといえる。これら学者・記録所職員は藩主や世子の侍読等を担うこともあり、また名付けでの関与も確認できる。〔表7〕薩摩藩における学統と個々

〔表7〕 実名勘考（勘文・考書）事例一覧〔藩主・世子〕

和暦年	西暦年	月	日	勘考者	役職等	以前の通称・実名	勘考された実名(ルビ)	以後の官位・通称等	藩主実名	備考	出典
天和3	1683	5	3	(不明)		菊三郎	忠竹	又三郎	古賀	元服。高輪藩邸で、曾祖父光久の加冠、島津久竹が理髮後、「竹」字を進上。	日記雜錄追録
元禄2	1689	12	15	(不明)		又三郎・忠竹	古賀	従四位下侍従 修理大夫	徳川綱吉加冠、元服。	日記雜錄追録	
宝永6	1709	3	26	菊池武昭		鍋三郎	忠休(マス)	又三郎	元服。父の古賀が加冠、島津帶刀仲休が理髮後、「休」の字は島津仲休(忠雄)が進上。 「忠雄」から「久休」に改名しようとしたが儒者菊池東匂から不適とされ「忠休」に改名。しかし憚り宝永5年、「仲休」に改名していた	島津家文書 日記雜錄追録	
正徳5	1715	4	5	(不明)		又三郎・忠休	継豊	従四位下侍従・太閤守	徳川家継より諱(いみな)字・字拌領	日記雜錄追録	
享保21	1736	3	吉	川上親央	記録奉行	益之助	忠頴	又三郎	元服。佐土原島津家の忠頴が継豊の代理で加冠。樺山主計久初が理髮後。なお川上半右衛門義史には2月に益之助中刻・元服規式につき(加冠)島津任馬(忠就)より忠の二字進上に際し諱の字を考えるよう指示。親央は3月吉付で名字を提出。(日記雜錄追録四)	島津家文書 日記雜錄追録	
元文4	1739	12	11	町田俊雄	記録奉行	又三郎・忠頴	宗信	従四位下侍従・薩摩守	徳川吉宗加冠。	日記雜錄追録	
元文2	1737	10	15	(不明)		善次郎	久門	兵庫	鹿児島で元服(中刻)。継豊代理の島津貴麟加冠。樺山久初が理髮後。	日記雜錄追録	
寛延2	1749	11	吉	吉田清純	記録方添役	兵庫・久門	重年(トシ)	従四位下侍従・薩摩守・左近衛少將	加治木島津家当主。7月兄宗信の死去をうけ8月参勤し11月江戸着。11月28日元服。徳川家重加冠。	島津家文書	
宝暦3	1753	12	15	(不明)		善次郎	久方	兵庫	父重年に伴われ江戸において世子に立てられた元服。6月3日には故名顧を提出。「薩摩守」「下野守」2案と「豪」字を申請する。美名書上は「宝暦四月八月四日」とある。	日記雜錄追録	
宝暦4	1754	7	吉	山田有雄	記録方添役	兵庫・久方	忠洪	又三郎	重豪	島津家文書 日記雜錄追録	
宝暦8	1758	6	13	本田親力	記録奉行	又三郎・忠洪	重豪	従四位下少将・薩摩守	徳川家重加冠・元服。	日記雜錄追録	
天明6	1766	11	吉	黒田清躬	記録方添役	又三郎・忠洪	齊宣(ノブ)	従四位下侍従・豊後守	徳川家齊加冠。	島津家文書	
享和2	1802	9	吉	平山正鑑	記録奉行	虎丸	忠温(ハル)	又三郎	元服。父の齐宣が加冠。市川出雲盛常が理髮後。	島津家文書	
文化元	1804	9	吉	木場良良	記録所添役	又三郎・忠温	齊興	従四位下侍従・豊後守	徳川家齊加冠。	島津家文書	
文政4	1821	2	吉	碇山久陽	記録所職員	邦丸	忠方(カタ)	又三郎	元服。父の齊興が加冠。川上美濃久芳が理髮後。	島津家文書	
文政7	1824	11	吉	肥後成之	記録所職員	又三郎・忠方	齊彬	従四位下侍従・兵庫頭	徳川家齊加冠。	島津家文書	

の学者についても、今後の検討課題の一つだろう。

記録所の役割には、家の創設・再興や正統性主張に関わる系図・家譜編纂がある。例えば宝永六年（一七〇九）、明暦二年（一六五六）断絶以

り「島津家由緒」に基づくものだった。

來の義岡家（島津久豊五男家）再興に記録所から義岡家系図一巻が渡され、元文二年（一七三七）の越前島津家、延享元年（一七四四）の今和泉家再興でも記録所から系図・家譜や古文書等が相続者へ与えられた。記録所関係者の協力を得た事例では、延宝五年（一六七七）に種子島家の「種子島譜」や系図・文書等の編纂に際し大田久知・河野通古・伊地知重英が校閲し、同家で増補された明和六年（一七六九）の家譜「種子島正統系図」序文は記録奉行吉田（息長）清純が記している。また祢寝氏24代清香は宝暦二年（一七六二）の「小松」改号許可以降「統編小松氏世録正統系図」を編纂したが、その序文も吉田清純が記している。<sup>(38)</sup>

さて近世中後期、記録所に求められる機能と役割は拡充し、増大する事務量に応じ、記録所には寛保元年（一七四二）一二月に添役が設置される。一八世紀後半以後、地誌編纂も開始され、また記録奉行郡山遜志による史伝「島津世家」や山本正誼による編年体「島津国史」という、それぞれ編纂方針を持つ歴史書が編まれた。「島津国史」は寛政九年（一七九七）に編纂着手、享和二年（一八〇二）成立したが、凡例に「島津」は「島津御荘をいう也、古は薩隅日三州をもつて島津御荘とする」と記し、「島津国史」は「三州国史」で「島津家譜に非ず」とする。忠久に関する記述は、揖津住吉社での出生、藤原基通が母子を連れ帰り頼朝に知らせ、頼朝が三郎と名づけたこと、丹後局が八文字民部大輔惟宗広言に嫁し、忠久は母に従い惟宗氏にやしなわれたとある。「島津御荘」は三州の総称、忠久出生の際に擁護した狐は稻荷大明神等の記述は「山

【註】

(1) この他、幕末の記録奉行伊地知季安が、11代藩主斉彬より与えられた、島津氏の出自解明の命に応えその結論とした晩年の著作「秘伝島津譜図」(『鹿児島県史料 旧記録拾遺伊地知季安著作史料集』〔以下「季安〕九所収)において、考証の結果頼朝庶子説を否定し以仁王落胤説をとる。安政四年(一八五七)初稿、後に島津久光の指摘をうけて増補訂正した二稿本は万延元年(一八六〇)成立。原本は東京大学史料編纂所蔵島津家本、鹿児島大学附属図書館所蔵玉里文庫本はその写。鹿児島県立図書館本に季安の書留がある。慶応三年(一八六七)二月二九日付蓑田伝兵衛(長胤)宛で、季安が慶応元年(一八六五)一〇月に、亡き斉彬が本書完成以後どの様な処置をするつもりであったか側近の山田壯右衛門為正に尋ねたところ「御逝去之年弥御参府被遊候ハ、陽明家江御持參、忠熙公江被入御覧、尊慮之御ケ條序文歟跋文歟御書加之儀、御願被遊候御含哉ニ奉伺候間、誠以恐悦之御事、就夫下拙より如御雜談奉伺候ニ者、右様近衛家御添書迄も御調進被為在候ハ、、

慥成御家譜ニ相成候間、皇孫之御系図ニ御改正可被遊思召ニ候哉と御問掛申上候處、否々内外共今通じや、何茂心配ニ及ぬ、只此一巻御手許江深被秘置迄之事と御笑話為被遊と之旨、同廿五日返書ニ而候得者形行御座候」と伝えられたという。斉彬は安政五年の参勤の際に、近衛忠熙に本譜への序文か跋文を依頼し、あくまで内外とも忠久の出自は從来通りとして本書を手許に秘藏するつもりだったことがわかる。季安は機会があれば陽明家(近衛家)の承認を得て、本書を「万世之御家宝」たらんと願うものの、慶応三年(一八六七)八月三日に病死した。

(2) 井原今朝男「莊園制支配と惣地頭の役割—島津莊と惟宗忠久」(『歴史学研究』四四九、一九七七)、野口実「中世東国武士団の研究」(高科書店、

一九九四)、江平望「島津忠久とその周辺」(高城書房、一九九六、同「改訂島津忠久とその周辺」・二〇〇四)・同「島津忠久の三州下向について」(『知覧文化』三七、二〇〇〇)、遠藤巖「あかうそ三郎」(『六軒子中世史研究』八、二〇〇二)、保立道久「源義経・源頼朝と島津忠久」(『黎明館調査研究報告』一〇、二〇〇七) 参照。

(3) 「酒匂安国寺申状」では忠久は「頼朝の御子三男にて御わたり候」として以下出生譜を記述する。酒匂安国寺の生きた時代、総州家と奥州家の両島津家の抗争が続く。島津師久(上総介)の系統が総州家で島津家の惣領家。氏久(陸奥守)の系統が奥州家。大隅国・日向国南部への勢力を拡大した氏久の奥州家が、後に守護の地位を獲得、総州家を圧倒。応永一八年(一四一一)には、奥州家元久の没後伊集院氏と元久の弟久豊の家督をめぐる対立が起こる。総州家嫡流久林は奥州家の忠國に永享二年(一四三〇)に滅ぼされる。その後も南九州では政治的対立が生じ、忠國は永享四年に形成された有力国人らの反島津氏闘争への対応に苦しみ隠居し鹿児島を離れ、軍事指揮権を委ねられた弟の用久は一定の成果をおさめた。「酒匂安国寺申状」はこの段階で成立したと考えられている。守護職をめぐり用久は忠國と争い、劣勢の忠国は大覚寺義昭事件を契機に室町幕府の支持を得、用久方と軍事衝突に至る。以後糾余曲折はあるものの、最終的には両者の和睦に至る。五味克夫「南北朝・室町期における島津家被官酒匂氏について」(『鹿児島大学人文学科論集』一九、一九八四)、新名一仁「永享・文安の薩摩国「國ノ揆」について—薩摩国山北国人の反島津闘争—」(『九州史学』一二二、一九九九)・「嘉吉・文安の島津氏内訌—南九州政治史上の意義—」(『史學研究』一三五、二〇〇二) 参照。

(4) 山田聖栄(忠尚)は、島津氏2代忠時(忠尚)の子・忠繼に始まる山田氏6代目。大隅国市成を本拠とし、島津元久から島津氏11代忠昌(忠國の孫)の5代に

仕えた。嘉吉元年（一四四一）三月、將軍足利義教の弟で日向国櫛間に潜伏していた大覺寺門跡義昭が忠國の命により討たれたが、忠尚はこの際に、忠國より首をとるように命じられる。忠尚は終生この事件を忘れ得ず、また忠尚子の忠広が忠昌の不興をかい早世したこと等が、自身の出家や「山田聖栄自記」の執筆に影響を与えたとされる。五味克夫「『山田家文書』と『山田聖栄自記』補考」（『鹿児島学』二一、一九八四）。本田親孚の著わした「称名墓誌」には、「或は是を六巻書又は七巻双紙と云、内一冊は系図日安と題し文明二年三月七十三歳にて書き、餘多くは文明十四年八十五歳にして書ける所なり」と記す。鹿児島に隠棲した給州家島津忠朝（伊久の子）のもとに通いその教えを受け、島津家の故事に明るく有職故実に通じた山田聖栄の遺した「自記」は、中世の島津家を物語る史料として「酒匂安国寺申状」等とともに重视され、転写され原本を数多く生んだ。「自記」には忠久入部に関し「鳴津之御庄とは庄内也、三ヶ国を庄内懷たる在所に依なり」とある。

(5) 康安二年（一三六二）六月付「島津道鑑（貞久）申狀」。この草案が康安元年四月一〇日付島津道鑑代貴得（酒匂久景力）中状案。山田忠尚（聖栄）の「山田聖栄自記」に引用される。右大将家御代文治三年九月九日先祖豈後守忠久日向・大隅・薩摩三ヶ国令押領」「日向・大隅・薩摩三ヶ国者為島津庄内國々條、御下文明鏡之間、名字之庄内国々也」とある。翌貞治二年年七月三日に貞久は没するが、後継者師久・氏久に受け継がれたこの認識は、元来島津莊ではなかった地域をも島津氏の支配下とする正当性の論拠となり、氏久は鹿児島郡から大隅・大始良・日向志布志を拠点に大隅・日向への勢力を拡大した。新名一仁「南北朝期島津氏奥州家の日向国進出」（地方史研究協議会編『南九州の地域形成と境界性—都城からの歴史像—』雄山閣、一〇一〇）参照。

(6) 例えは貞治六年（一三六七）、島津氏久が戦場で奇瑞ありとして土地を稲荷社に寄進し拝殿を造営している。戦国期には合戦における士氣にも一定の影響を与えたと推測できる。またこれらの伝承や合戦における見象が近世の由緒形成に規定されたことについて鈴木彰「再編される十六世紀の戦場体験—島津氏山緒との関わりから—」（『文学』一三一五、岩波書店、一〇一一）参照。

- (7) 大賀郁夫「近世期における島津忠久の頼朝落胤「伝説」について」（『鹿児島県史料 薩摩藩法令史料集』〔以下『法令』〕一付録『月報』二、一〇〇五）参照。
- (8) 拙稿「島津家由緒をめぐつて—元禄から正徳期における政治的役割—」（『鹿児島県史料 旧記録』付録『月報』二八（一〇〇七）・「島津吉貴の時代」（『黎明館調査研究報告』二二、一〇〇八）。
- (9) 桑波田興「三宅国秀事件について—嘉吉附庸に関連して—」（『鹿児島中世史研究会報』四〇、一九八一）、新名一仁「三宅国秀・今岡通詮の琉球渡航計画をめぐる諸問題—南九州政治史の視点から—」（『九州史学』一四四、二〇〇六）参照。
- (10) 朝河貫一「島津忠久の生ひ立ち—低等批評の一例—」（『史苑』一四、一九三九）、竹内理三「島津氏源頼朝落胤説の起り」（『日本歴史』四九、一九五二）、利光三津夫・松田和晃「島津家始祖説話の真偽—『惟宗系図』捕逸—」（『法学研究』五八一二、一九八五）、註2・7各論考等。
- (11) [寛永諸家系図伝第二]（続群書類從完成会）一三二頁。
- (12) 「鹿児島県史料 旧記録拾遺家わけ」（以下『家わけ』）九所収「島津家文書（日置文書）」一号。奥書に「寛永十八年 将軍家光之御代諸家之系図文書可有上覽与被仰出、光久公御在國之刻、同年九月中來り候時、御内談之

目録 島津彈正久慶書之」とある。義久同母弟歲久を祖とする日置島津家の

久慶（歲久曾孫）は、家久の庇護と信任を受け、その娘を室に迎えて家久の子に準じる扱いを受ける。寛永一年に家老職。寛永一五年家久死後、2代

藩主光久の政治方針に批判的なところもあり、同一八年家老職辞任。なお異

國方・宗門方に関わり正保國絵岡も担当、慶安四年死去。本史料について五

味克夫「日置島津家文書と島津久慶（二）—鹿児島県立図書館本『島津家古文書』の紹介を中心に」（同（二））（鹿児島大学法文学部紀要『文学科論集』

一〇・一一・一九七四・一九七五）参照。

（13）五味克夫「[島津氏系図について] 補考」（『尚古集成館紀要』四、一九九〇）。

（14）五味克夫「島津家文書の成立に関する再考察—藤野・亀山文書を中心にして」（『西南地域史研究』二、文献出版、一九七八）・「薩藩史料伝存の事情と

事例」（『鹿大史学』二七、一九七九）・「藤野・藤崎家文書について—付記録所、焼失文書復原の一例」（『鹿大史学』三三、一九八四）参照。

（15）註7論文で大賀氏は島津氏の「源姓」復帰が寛永八年（一六三一）だが、長く使用した「藤原姓」との妥協策として、4代藩主吉貴は正徳元年（一七一）一月、光久以前を「藤原」姓、以後を「源姓」としたことを探されている。

（16）「御厚恩記」には、黎明館所蔵の久慶草案・鹿児島県立図書館所蔵の久慶案、野出感応寺文書中の写（いずれも「家わけ」九に収載）及び玉里文庫本がある。掲出史料は県立図書館所蔵（『家わけ』九所収「島津家文書（日置文書）」一五号）。『御厚恩記』は久慶一人の考案によるものではなく、「伊勢家文書」中に寛永十六年伊勢貞昌から久慶宛の「御当家御厚恩条々」が確認されており、既にその原型のあつたことが指摘されている。五味克夫「[御厚恩

記] をめぐって」（鹿児島大学法文学部紀要『人文学科論集』三、一九九〇）。『季安』八所収「[旧記題苑]（島津家本）には「島津傳記大概」と共に「貞享中史館撰ス」とあり、寛永以後の増補修正があつたことを示す。

（17）五味克夫「[記録所の変遷と伊地知季安]（鹿児島県史料 旧記雑錄）付

錄『月報』一、一九七九）・「薩藩の記録所と記録奉行覚書」「御記録方帳」の紹介を中心に」（同『月報』一二、一九九一）。慶安五（承応元）年八月二九日付で諸所代官宛に「御家之御記録ニ可被成御載候」ため感状・日記や覚書等を鹿児島に持参するよう通達されている。『季安』八所収「穆佐悟性寺義天様御石塔一件考書卷下」一二号。

（18）註14論文参照。

（19）史料1の1は『季安』八所収「穆佐悟性寺義天様御石塔一件考書卷下」一五号。1の2は鹿児島県立図書館所蔵本「備忘抄」下所収。鎌田筑後正勝（政山・政成・政昭・政直・正信）は初代藩主家久庶子。「藤原姓鎌田氏系図」（『鹿児島県史料 鎌田正純日記』一所収）によれば、承応三年（一六五四）光久の命により平田純正をして「御当家（島津家）之記録」を編輯せしめた際に「令正勝為其宰押要枢無大小共以加下知」とある。明暦二年（一六五六）から寛文六年（一六六六）家老職（同年死去）。鎌田は承応四年（明暦元年）七月には諸外城の社寺調査を命じ「諸宮之帳一冊、堂之帳一冊、諸寺家之帳一冊」が作成・提出されている。同年一二月及び翌年三月には鎌田ほか家老連署で島津家・他家系図所有者の調査報告が諸外城に命じられている。「穆佐悟性寺義天様御石塔一件考書卷下」一六、一九、二二二三号。また寛文元年閏八月一二日付の正勝返答書・覚書（『季安』五所収「伊地知氏雜錄」六の48・49号）では、鹿児島城下外城より「召上候文書」は島津氏系図と島津氏家譜草案と共に御文書方への移管を指示している。

- (20) 黎明館保管・個人所蔵本（資料番号03・9206・54）。「新撰系譜」と「諸家大概」について拙稿「薩摩藩文書奉行及び初期の記録奉行について」（鹿児島史学）五二、一〇〇七）参照。「新撰系譜」について『季安』八所収「旧記題苑」（大阪大学附属図書館本）には「鎌田本田等ハ遺れとも多くハ元禄九年の御回禄に燔させしとも聞およへり」とみえる。「諸家大概」は、島津綱貴から系図所持の諸家を河野通古が諮問され延宝三年八月に編纂した、酒匂・猿渡・市来氏ら46家31ヶ条を記載した「御家中諸家大概」が原型か。本史料の例言には、蒲生庶家谷川氏の系図が示され再撰し加筆すべきとみえ、玉里文庫本の蒲生氏の項に谷川氏等の系図が記載されたように、「諸家大概」も後世の加筆再撰がなされた史料と考えられる。玉里文庫本は『鹿児島県史料集』第6集に翻刻されている。
- (21) 黎明館所蔵資料（資料番号03・1133・36）。
- (22) 「永吉島津家文書」は『家わけ』九所収。同様の朱書のある文書は、推定天文一五年（一五四六）の「半松齋宗養書状写」2通、慶長八年（一六〇三）二月一九日付「島津龍伯書状写」の計3通でいずれも相州（伊作）家以来の本宗家に伝來した文書である。この他にも本来本宗家に伝來しておかしくない貴久・義久・忠恒（家久）関係の文書がある。なお五味克夫氏『家わけ』九解題及び同「島津家文書伝存の経緯」（黎明館企画特別展図録『奇跡の至宝島津家文書』二〇〇〇）参照。
- (23) 永吉島津家は家久が天正二五年（一五六七）豊臣秀長降伏直後急死、その子豊久は関ヶ原合戦に戦死し佐土原も徳川氏直轄とされた（後に垂水島津家以久が領有、佐土原藩となる）。弟の源七郎忠直は家督たりえず（その子孫は「本城」を号す）、女婿忠栄が永吉を領したが寛永元年死去、同一一年藩主家久庶子久雄が相続。島津氏家譜への同家文書採録は『旧記雜錄』註（即ち

「新編島津氏世録正統系図」註）から久雄代のことと考えられる。

(24) 『季安』五所収。明暦二年一月八日付「奉得御意条々」（四の1号）では主に島津支流系図、明暦三年「諸外城系図文書抑留帳」（五の1号）では谷山外城以下、主に島津家関係の系図と諸文書・記録類が記されている。

(25) 「伊地知氏雑録」八の1号及び7号。「備忘抄」上には「外題光久公丁時尊齡七十三、元禄元年也」という「御宝鑑」3帖に53通・54通・33通が「御番所御格護」とあり、これは現島津家文書の「歴代龟鑑」2帖・「国統新龟鑑」1帖に当たる。元禄元年までの「歴代龟鑑」と「国統新龟鑑」に相当する手鑑の整理（外題を付けられた）状況を示すものか、と思われる。「備忘抄（備忘録抄）」については五味克夫氏による『鹿児島県史料集』第15集及び『鹿児島県史料 旧記雜錄拾遺記録所史料』〔以下「記録所〕〕解題、「備忘抄」所収の鎌倉期の文書」（鎌倉遺文）月報7、一九七四）参照。

(26) 東京大学史料編纂所蔵。『家わけ』一所収「他家文書」三四号。

(27) 島津久憲（久治）返証（『家わけ』十一所収「末川家文書」二〇号）。同月一九日付島津權十郎（忠顕）証状留（同）一九号）で新城家所蔵文書中から3点の文書が記録奉行大田久知の確認の上で渡されたことがわかる。

(28) 五味克夫「日清島津家と垂水島津家—系譜と家格をめぐって—」（鹿児島女子大学『研究紀要』一六一一、一九九五）、拙稿「近世前期の島津氏系譜と武家相続・女子名跡」（九州史学）一五二、二〇〇九）参照。

(29) 河野通古の父通宣は儒学を文之に学び、藩主家久に仕え世子光久の侍読を勤めた。兄の通顯も文書奉行、子の通朗は御記録方稽古にその名をみると文事をもつて藩に仕えた一流。綱貴用人猿渡喜右衛門信安については拙稿「薩摩藩記録所寸考（三）田中國明と猿渡信安—記録所関係者点描」（黎明館調査研究報告）一六、一〇〇三）参照。また平山勘兵衛武視は延宝九年

(天和元年、二六八二) 八月派遣の幕府巡見使への応接・御用聞を勤めている。天和三年に交代制となつた江戸留守居に任じられた。「平山勘兵衛日帳」が項目別に「島津家歴代制度(島津家列朝制度)」各所に引用され、天和三年二月二十五日から貞享四年三月迄の記載が確認できる。拙稿「薩摩藩文書奉行及び初期の記録奉行について」及び「薩摩藩藩政文書管理覧書」(鹿児島県立武岡台高等学校『研究紀要』二四、二〇一二)。

(30) 鈴肥藩との間ににおける確執と国絵図をめぐる経緯について註7大賀論文参照。

(31) 『法令』四の三六九〇号。

(32) 「田中國明著宗藤源辨」(季安) 六所取「管窺愚考附錄一六三号」・「御家譜增補中」(旧記雜錄前編) 一の二〇七号) に「鳴津と云ふ事ハ、元来薩隅日之惣名也、(中略) 證拠元暦二年八月十七日以忠久公被任下司職候節、從賴朝公鳴津御庄官ニ被下候御下文ニ、鳴津御庄官と有之候、肩ニ同筆ニ而同紙を以押札ニ、日向大隅薩摩三ヶ國惣名也と有之候ニ而無疑候事」(康安二年六月鳴津上総入道道鑒譁言条云、日向大隅薩摩三ヶ國者為鳴津庄内国々之條、御下文明鏡之間、名字之庄内国々云々) とあり、源頼朝下文・島津道鑑申状から、綱貴の主張を支える三ヶ国が島津荘内の国であるとの、三州における島津氏の正統性を打ち出している。ただ頼朝庶長子たる決定的な文書は見出しえなかつたからこそ「頼朝白筆御教書」の句解にこの頃から取り組んだものと考えられる。註49参照。

(33) 『鹿児島県史料 旧記雜錄追録』(以下「追録」) 二の四五号。

(34) 模写された文書は、文治三年五月三日付「源頼朝下文写」(島津荘物地頭惟宗忠久)、応永三年八月二八日付「足利義持御判御教書写」(日向大隅薩摩三箇国守護職事補任島津陸奥守貴久也)、宝徳二年四月二〇日付「管領畠

山持国施行状写」(島津忠国宛の造内裏料大隅薩摩日向三箇国段錢事)、文明二年二月二日付「室町幕府奉行人連署奉書写」(島津忠昌宛の清水寺建立に関わる「可然様可被相触分国大隅薩摩日向三箇国之由所被仰下也」) である(『追録』二の六七三、六七六号)。

(35) 『追録』二六八五号。この中で、日向国絵図単独受持ち決定の翌日(の、当時在府していた世子吉貴の対応について、土屋政直は「未御年若候得共、能入御念候而少茂間之ぬけさる被仰屈様ニ而候、薩摩守(綱貴)殿御家者打続而結構成御器量者故首尾相続被成候など、殊之外成御讚歎ニ而候」と評価したこと)が報告されている。幕閣への打診や諸判断等を通して、吉貴にとつても政治的経験を積み藩内外の評価を勝ち得た一件となつたことが窺える。

(36) 『追録』二の六七七号。

(37) 『赤松則茂口上覚』(『追録』二六七八号)。

(38) 元禄三年二月一〇付「島津忠雄書状」(『追録』二の六八六号)。なお元禄国絵図作製に関して「元禄国絵図差出一件」(島津家文書架蔵番号50—2—2) から、薩摩藩絵師坂本(元) 勘兵衛重賢(号養伯。木挽町狩野家常信門人。近衛家の推舉により法橋に至る) の活動が窺える。宝永二年二月、吉貴が養伯に描かせた屏風一双が、近衛家熙の執奏により東山天皇に献上され、翌年三月に返礼されている。また家熙の執奏により靈元上皇へも絵巻物一軸が納められ宝永四年一一月一〇日付で女房奉書が下された。

(39) 但し信尋(一五九九—一六四九)・尚嗣(一六二二—一六五三)代については、明暦三年(一六五七)の大火で桜田藩邸が類焼、「古帳」焼失(『追録』一の六八八・六七〇・七二〇号) という要因も考慮すべきだが、元禄三年の「島津家由緒」再確認の動きからみて親密な交渉があつたとは考えにくい。なお「島津家文書」中「元禄十四年近衛家々礼堂上方交名」(島津家文書架蔵

番号70—31—1)には「平松宰相時方卿・同侍従時春・石井宮内卿行豊卿・同少納言行康朝臣・交野從三位時香卿」の名をみるが、「島津家文書」中にこのような交名が残されたことも、当時の島津家側の関心や必要性を示している。近衛家門流との関係では、寛文二年三月一九日に2代藩主光久の後室として平松時庸養女(実父交野時貞)陽和院を迎えたことも、これらの家々との交流を深める契機となつただろう。陽和院は寛永一五年二月三日生、後光明院に仕え当时弁内侍と称した。寛文四年三月に一女をもうけるが夭折、正徳元年八月一二日死去(『陽和院様一件』(『記録所』一所収「旧史館調」八四号))。なお祢寝清雄は祢寝家の山緒を基に平松時量との接触をはかつてゐる(宝暦五年二月朔日付「記録所調書」(『記録所』一所収「旧史館調」一六八号))。

(40) 祭神源頼朝・丹後局・僧永金。島津忠久の頼朝庶長子説と結び付けて、忠久が建保六年に父母の頼朝・丹後局を祀つた島津氏の祖廟とみなす。厚地山権現は、熊野権現を滿家院の院司大藏氏が平安末期以来勧請したものと推測されている。大藏氏から和山合戦を経て税所氏が満家院郡司職と厚地山座主職を兼帶。鎌倉末以降、税所氏が衰え大藏氏同族比志島氏は島津氏の被官化、島津氏との関係が深まる。近世、花尾権現を島津家の祖廟として尊崇し神像・神鏡とその銘文は「島津氏世錄正統系図」に記載される。銘文の解釈も忠久の頼朝庶長子説に基づくもの、或はその説を補強するものとして扱われる。

(41) 註8拙稿参照。元禄二年八月、閨白近衛基熙と右大臣家熙より、大納言家久と綱貴の娘で陽和院養女龟姫の縁組が島津家に打診される。綱貴は九月朔日に「家之山緒別紙之書付」を作成、幕府老中の内覽を受ける。二月、近衛家も京都所司代へ島津家との由緒を提出。内容は、島津忠久は近衛基通の猶子で藤氏になり以後断絶なく交際、殊に近衛植家・前久以来親密な関係

といふものだつた。龟姫は元禄四年(一七〇二)縁組、宝永二年(一七〇五)六月婚礼、同年一〇月早世。龟姫死去後、家熙は4代藩主吉貴の娘満姫を猶子とし(満君)家久との縁組を要望。宝永三年一一月、幕府より養女成りと縁組は許可された。正徳二年(一七一二)一二月婚儀、同五年一一月三日に女子誕生、満君は晦日に死去したが以後も近衛家は島津家関係者との縁組を要望する。なお宝永五年に将軍家養女竹姫と吉貴嫡子継豊との縁組が実現しなかつた際、相応の縁組をという熙子の要望があり、継豊と毛利吉元娘との縁組に至る。享保二年(一七二七)に毛利氏が死去、同一四年に将軍吉宗から竹姫を継室にとの内意が示された際も、熙子(天英院)からの働きかけがなされている。この継豊継室竹姫(淨岸院)の遺言により、8代藩主重豪の娘於篤(茂姫)が一橋豊千代(家斉)と婚約、天明元年(一七八一)に豊千代が将軍世子とされ、茂姫も一橋家に入るに当たり、近衛經熙(家久の嫡子内前の子)養女とされ、茂姫君を称し「寔子」を名とする。また婚姻関係では、9代藩主齊宣の娘郁姫(興子)が10代藩主齊興の子として基前の世子忠熙と文政八年(一八二五)二月に婚礼を挙げたが、これも満君の婚礼が先例とされている。

(42) 『記録所』一所収「旧史館調」一二二号。

(43) 寛永一九年(一六四二)正月に鹿児島を出立し3年間京都・大坂御留守居を勤め正保元年(一六四四)帰国した伊東肥後守祐昌家臣吉田與三の覚(宝永六年八月の聞書)には、「大坂住吉之かこひの内ニ鷗津石と申、所之人申伝候、むかし忠久公御誕生被成候所之由ニ候、此石ニかきも無之候を祐昌御詰之内ニ石ノ井垣を御申被成御調置被成候、末代ニモ井垣ニ而候、京都御同役ハ高崎惣右エ門殿ニ而候、惣右衛門殿ハ格別御若輩ニ而候、本文之石垣みかけ石子今たれ有之、近年又々あたらしく出来候得共其内ニ有之候」

とある。伊地知季安は山田清安からこの御産石の場所が永正年間の「御当家之出来」に記載された場所とは異なることも聞いている（『季安』六所収「管窺思考附録」五四の2・3号）。

- (44) 「島津国史」によれば、菊池東匀は林道春に学び、明暦元年（一六五五）朝鮮通信使来聘に際して京都本国寺で接し才能を謳われたとある。寛文二年（一六二二）に招かれ藩儒となり、鹿児島城下に居住したが後に江戸居付となる。父は菊池元春、江州膳所藩本多氏仕官。東匀は鹿児島では大龍寺（文之以来の儒寺）に寓止した。薩摩藩の儒学は從来薩摩学派の系統が著名だが、次第に中央（江戸）の学統が入ってくる傾向は、以後の記録奉行等の活動の素地として注目してよい。なお「備忘抄」下には田中国明—志賀登龍—得能通昭の学統が記入される。田中国明は元禄から享保期の記録奉行、志賀登龍は日向国高岡出身で鹿児島に学び京都・江戸に遊学、室鳩菴の門人となり帰國後城下士となる。江戸中期には鳩菴の学統や徂徠学を学ぶ者が多数現れた。得能通昭は登龍に学び私撰史書「西藩野史」や「通昭録」を著わす。聖堂奉行（造士館教授）となり「島津国史」を編纂した山本正誼は通昭の義弟で、通昭の子通貫、孫の通古は記録奉行となる。
- (45) 「追録」二の八四二二号。
- (46) 文治五年八月一五日付「源頼朝加判盛時奉書」（島津家文書架蔵番号一一一〇一）、卷末に林信篤跋。但しこの文書において忠久に比定されてきた人物は、源頼朝軍と敵対した奥州平泉側の有力者であったとの説が提示されてい る。遠藤巖「あかうそ三郎」参照。
- (47) 「追録」二の九六一～九六二二号。
- (48) 「追録」二の八四三号。
- (49) 「追録」二の九六四～九六六号。『季安』八所収「旧記題苑」（大阪大学附属図書館本）。

属図書館本）には「頼朝公御書註解」に「田中国明奉命註解す、凡三年にして成れり、内々は菊池東匀も預て助ること多しきけり、林大學頭跋文あり」と註記される。

- (50) 「備忘抄」中所収。吉井為兵衛友利の役職は未詳だが江戸藩邸で活動し石野等との関係が深い人物。元禄一〇年二月一二日付の記事と「田中国明覚」（「備忘抄」中所収「元禄十年丑口帳」）には、御書物蔵にあった島津家伝來の「東鑑」の写を吉井為兵衛が行つたことがみえ、島津家の御書物管理に関わったものと推量される。『季安』八所収「旧記題苑」（大阪大学附属図書館本）には「吉井友利覚書」がみえる。なおこの島津家所蔵本「東鑑」は、慶安二年（一六五〇）四月に江戸まで急送するよう通達され、また寛文二〇年（一六七〇）には林春齋に「慥成御詔文」として提出されている。
- (51) 元禄八年（一六九五）一二月廿八日従四位上左近衛権中将に叙任される。史料9は元禄八年四月二八日の綱貴江戸到着以後、叙任までの間の記事と考えられる。

- (52) 称寢清雄は家老就任の翌元禄六年二月に綱貴に従い江戸在府、以後ほぼ江戸に詰め、元禄一〇年六月には東嶽山本堂造営事業御手伝の惣監使。江戸詰家老として幕閣や水戸家関係者・林信篤等との関わりも深め、また京都の平松時量との交流と「称寢」から「小松」への改号運動が注目されるが、元禄八年一一月当時の記録奉行伊地知重英・田中国明の反対意見もあり、この時期に改号は実現しない。元禄一二年一月、江戸芝藩邸で在職中死去。拙稿「〔小松〕改号一件」（黎明館調査研究報告）二〇、二〇〇七）参照。

- (53) 『寛政重修諸家譜第八』（続群書類從完成会）卷第四百六十七・四三～四四頁。
- (54) 石野雅植の薩摩藩赤松氏に対する認識は「末々一族とハ甚右衛門儀者違由」（五味克夫「薩摩國赤松氏について」『鹿児島中世史研究会報』三九

(一九八二) 紹介の史料・元禄一四年一二月二七日付島津吉貴宛書状写  
というものであつた。赤松甚右衛門則茂は江戸留守居を多年勤めた(『記録所』一所収「旧史官調雜抄」一四二号)。元禄二年一〇月一〇日付覚(『追録』一の三二一九号)では、光久帰國の御札使者が老中に差し出す文書の敬語「殿」「様」について懇意の関係者の助言を得、また元禄七年一二月、光久の死去をうけ幕閣への使者を勤め、世子吉貴の物忌が「六ヶ敷事」故に林信篤に尋ねてその指示を得ている。この際にも両者の間に石野雅植が入つてゐる(同)一四六八(一四七〇号)。元禄一四年の「赤松家山緒書」(島津家本「諸家由緒調」)には、中世以来の島津家と赤松家の関係における越前島津家の存在が強調されており、またこの時期の藩記録所の見解も示されている。

(55) 抽稿「薩摩藩記録所寸考(四)」「伊作家事件」島津氏支流の系譜・家格と記録所関係史料の紹介」(『黎明館調査研究報告』一七、一〇〇四)・「薩摩藩記録奉行市来家年について—島津氏家譜編纂・家筋吟味と系図・文書調査」(鹿児島地域史研究)三、二〇〇六)・「薩摩藩記録所寸考(三)」「小松」改号一件・「島津家由緒をめぐって」参照。嫡庶をめぐる対立では、伊集院氏支流黒葛原氏や松下氏の嫡流認定騒動があり、記録所の判断で決着している。また川上氏庶流家の相伝をめぐる悶着や、志布志衆中の山田支流家嫡家をめぐる対立と処罰事例等も挙げることができる(『新編島津氏世録支流系図』)。

(56) 記録奉行伊地知重英・田中國明連署の達書。「肝付家文書」「町田文書」「北郷文書」「家わけ」(二三・六所収)は元禄七年八月一日付、「山田文書」「家わけ」五所収)は八月二七日付。掲出史料は「北郷文書」による。種子島家は写系図一巻・庶流系図一冊を元禄八年二月二七日に記録所に納めてい る(『家わけ』四所収「種子島家譜」同日条)。

(57) 五味克夫「藤野・藤崎家文書について—付記録所、焼失文書復原の一例」及び「島津家文書伝存の経緯」、抽稿「薩摩藩記録奉行市来家年について」。

(58) 元禄一〇年三月一八日付「評定所廻状」(『季安』八所収「穆佐悟性寺義天様御石塔一件考書卷下」四四号)。

(59) 「記録所」一所収「旧史館調」一三号及び黎明館保管・個人蔵「柏原家資料」中「系図指出覚」(資料番号03・1415)。

(60) 『季安』八所収「旧記題苑」(大阪大学附属図書館本)に市來の紀行誌「御領国巡行誌」がみえる。

(61) 『家わけ』六所収「大迫文書」五号。

(62) 黎明館保管・個人蔵「愛甲修驗関係資料」中(資料番号03・957-1-4)。

(63) 黎明館保管・個人蔵「愛甲修驗関係資料」中「天狗相傳一巻書」(資料番号02・869)。

(64) 「新編島津氏世録正統系図(十八代義弘第三)」初めに「志布志ヒリヤウ権現」に島津忠平(義弘)に代り内小野寺相模坊が参詣祈念した際、天狗から賜った一巻書を記し註記に「一巻之書在包紙」とある。

(65) 「大島要文集」(島津家本)所収。元禄一〇年の通達と比べてほぼ同内容。大島だけでなく同時期に藩内へ通達される。抽稿「薩摩藩記録奉行市来家年について—島津氏家譜編纂・家筋吟味と系図・文書調査」参照。本史料に關わる系図文書収集について石上英一「歴史と素材」(石上編『日本の時代史30歴史と素材』吉川弘文館、二〇〇四)、弓削政己「奄美諸島の系図焼捨論と『奄美史談』の背景—奄美諸島史把握の基礎的作業—」(『沖縄文化研究』三八、二〇一二)

(66) 勿論全て返却ではない。「備忘抄」中の「元禄二年正月二十五日付記事には、坊津の一乘院経藏にあつた「島津家正統之御系図」や革案は去々年（元禄二〇年）肥後盛香の見分により文書と同じく記録所に保管されたいたが、これを見た綱貴（元禄一年十一月帰国）の指示により「一乘院へ必有之筈之物ニ而も無之、御系図行散候者不可然」との理由で「差上」となり「是ハ御用ニ立物ニては無之候」ながら藩主意向により四番箱に保管とある。

(67) 本件に関して文化一三年（一八一六）伊地知季安が著述、文政二年（一八二〇）伊地知季安に補正が依頼されたのが「秩父家牒」である（『季安』二所収、五味克夫氏解題参照）。初代季隨から文化五年の文化朋党事件で秩父季保が処罰・自害するまでを記す。本件に関して『記録所』一所収「旧史館調」二七一号には本田次郎左衛門に対して「去ル西行頭御社參之御供先陣後陣之儀ニ付而申分有之、其節ハ闕取ニ而相勤候、就夫伊地知・本田両家より被申出趣達 賁聞候處、御社參之御供先陣後陣之儀、此以後伊地知家へハ被仰付間敷候、川上・本田相勤候儀候条、差合候ハ、新納家より相勤候様ニ可被仰付旨被 仰出候間、此旨可有承知候、以上」「右書付猿渡喜右衛門（信安）殿より受取申候」とある。またこの他の事例には、記録奉行市來家年自身が閑わつた市來氏嫡家をめぐる争いもあつた。五味克夫「市來家由緒書と市來家文書・系図」（『鹿児島中世史研究会報』四三、一九八六）参照。

(68) 慶長二年から五年に至る大重平六の戦功と主君島津義弘の動向を中心記す「大重平六覚書写」「家わけ」七所収「曾木文書」二三四号の享保二〇年十一月付奥書に、この覚書が記録所に提出後返却されたが、紛失したため記録所の写本を写し置いたとある。また黎明館保管・個人蔵「辻牟木氏資料」中、天明元年五月七日付「記録奉行川上親敷外四名連署覚書」（資料番

号039270・26）には、先年記録所で筆写した「系図」「家筋由緒之書附」が自宅の雨漏りで「切々」となり、川田善助の願い出により、記録所筆写文書が書写されたとある。同資料中には、推定元禄二一年一〇月、先に肥後盛香が系図文書見分で巡回した際に、嫡流比志島氏へ提出したと報告していた系図文書の提出を改めて記録所が命じ、これを薩州吉田曇所が川田主税へ通知した文書がある（資料番号039270・21）。

(69) 松澤克行「近世武家官位叙任手続きと朝廷——17世紀後期の公家日記から——」、橋本政宣「江戸幕府における「武家官位叙任」の選考について」、箱石大「幕末期武家官位制の変遷」（平成6～8年度科学的研究費補助金（基盤研究（B）（2））研究成果報告書「近世武家官位をめぐる朝幕藩関係の基礎的研究」一九九七）、堀新「近世武家官位試論」（『歴史学研究』七〇三、一九九七）参照。

(70) 拙稿「島津家と近衛家」（芳即正編『天璋院篤姫のすべて』（新人物往来社、二〇〇七）・「島津吉貴の時代」。なお横山學「琉球國使節渡来の研究」（吉川弘文館、一九八七）参照。

(71) 拙稿「島津氏「支流系図」に関する考察——名字・寔名字規制及び家格と記録所を中心に——」（黎明館調査研究報告）一九、二〇〇六）・「薩摩藩の家格・役格整備と藩政文書の書式統一——島津吉貴藩政期を中心に——」（『南九州の地域形成と境界性——都城からの歴史像——』）。

(72) 橋本政宣「江戸幕府における「武家官位叙任」の選考について」参照。

(73) 芳即正『島津齊彬』（吉川弘文館、一九九三）三六頁参照。近衛家との間では嘉永三年に忠熙簾中の郁君（興子）が死去したが、安政元年に齊彬の子虎寿丸と忠熙娘の婚約、同二年には齊彬養女篠姫が忠熙養女とされている。安政四年二月の齊興従三位界進につき、11代藩主齊彬から使者堅山武兵衛

が派遣され近衛忠憲・忠房父子や諸大夫以下に對し礼がなされている（「近衛家其他ヘノ御礼進物控」『鹿児島県史料 玉里島津家史料』一の三〇号）。

(74) 『季安』五所収「伊地知氏雜錄」一の1号。藩主御前に置かれていた略系図が下げ渡されたことを契機とする。略系図と本系図の比較検討もなされる（「同」一の2号）。

(75) 尚古集成館・東大史料編纂所所蔵本により島津家資料刊行会から『島津氏正統系図（全）』（一九八五）が刊行されている。五味克夫氏解題参照。

(76) 『追録』二の二〇三四・二〇三五二二〇一号。なお天保三年（一八三三）尚育王襲封の謝恩使引率により藩主齊興は正四位下に叙せられたが、この年多くの琉球物が刊行されている。黎明館所蔵「琉球國由來書并行列之次第琉人名前等」（資料番号03・9237）に描かれた琉球使節一行「琉人行列之図」の図右上には、「琉球船」として「此船宝永二土州浦江漂着ス船モカクノゴトシ」とある。版行者（取次板元は薩州御出入伏水箱屋町丹波屋新左衛門、同下板橋兼春市之丞、書林京都寺町菱屋赤兵衛）の意図は不明だが、琉球使節に対する関心の高まりの中、一三〇年以前の一件が記されていることは、漂着船の情報が何らかの形で流れていたことを示唆するものだろうか。

(77) 『追録』二の三〇一九号。

(78) 『追録』二の三一八五号・三一九五号。

(79) 黎明館所蔵資料（資料番号03・9235）。

(80) 『追録』二の三一九五号、大坂町奉行与力羽津元右衛門の意見。

(81) 「諸家大概」、排稿「鹿児島県史料未収載文書補遺」（黎明館調査研究報告）二二二一〇〇〇）・「島津氏一門家の成立—越前（重富）島津家再興を中心にして」（「同」二二一〇〇八）。なお「二階堂文書」（島津家文書中）の「薩摩摩藩記録奉行請取書写」（同架咸番号79—5—21）は、元禄二二二年七月二九日及

び九月二八日付で記録奉行田中国明が二階堂源右衛門に対し、文書や略系図の請取を記したものであり「御用相済次第二相返シ可申」とある。

(82) 『徵古錄』（玉里文庫本）所収、推定元禄一四年九月日付「阿多義扶願書」。

(83) 『家わけ』四五味克夫氏解題参照。拙稿「小松」改号一件。

(84) 宝曆六年（一七五六）、幕府国日付の求めに応じ奉行吉田清純と添役本田

親方・山田友雄等が「地誌要略」を編纂、天明から寛政年間に調査実施、各郷の名勝志が作成される。また記録奉行本田親孚・平山武毅による「薩藩名勝志」、橋口兼古等の「薩藩勝景百図」及び「薩藩勝景百図考」編纂があり、文政七年（一八二四）には名勝志再撰方が置かれ、天保期にかけて各郷の再撰帳が残される。このように一八世紀末から一九世紀に地誌編纂は活発になり天保一四年（一八四三）の「三國名勝図会」に結実する。原口泉「總説近世地誌における庄内地理志の位置」（都城市史史料編 近世1、二〇〇一）、鹿児島大学附属図書館貴重書公開「江戸のまなざし 薩摩の名所図会展示図録」（二〇〇〇）参照。

（はやしだだす 学芸課長）